

UEDA SHINKIN DISCLOSURE

REPORT 2013



経営理念

人とのふれあいを大切にし
地域の繁栄に貢献する

経営方針

1. 顧客とのふれあいを通じ、地元の金融機関として特化浸透をはかる。
2. 知性と感性をみがいて、常に自己革新し、行動力の発揮により、多様化する顧客ニーズに対応する。
3. コミュニケーションとチームワークの強化により、打てば響く職場風土を醸成する。
4. 組織に弾力性と柔軟性をもたせ、環境の変化に対応する。
5. 健全経営により、適正な利益を確保し、会員・地域への還元と職員の裕かな生活環境の確立を目指す。

コーポレートマーク



コーポレートマークは、上田信用金庫が激動する環境に柔軟に対応していく姿と地域やお客様とのふれあいを大切にするイメージを表しています。

円は、上田信用金庫の営業区域全体、円の中のUは「上田」&「YOU=あなた=お客様」、中心のSは「しんきん」&「佐久」をイメージするとともに、その営業区域を縦断する千曲川をシンボライズしています。

当金庫の概要

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

本店	上田信用金庫
本店所在地	〒386-0014 上田市材木町1-17-12 TEL 0268-22-6260
創立	大正11年12月2日
会員数	18,395名
出資金	704百万円
預金	226,944百万円
貸出金	103,210百万円
常勤役員数	236名 うち役員7名、職員229名
店舗数	23店舗(店外を含むATMコーナー33カ所)
営業区域	上田市、東御市、小諸市、佐久市、千曲市、須坂市、長野市(旧上水内郡信州新町、戸隠村、鬼無里村、中条村ならびに更級郡大岡村を除く)、南佐久郡、北佐久郡、小県郡、埴科郡、上高井郡、群馬県吾妻郡嬭恋村

Contents

ごあいさつ	01
上田信用金庫は	02
第1章 上田信用金庫と地域社会	03
1. 平成24年度しんきんの事業概要	04
2. しんきんと地域社会	06
3. トピックス	08
4. しんきんローンセンター	11
5. 年金相談	11
6. 環境に対する取組みについて	12
7. 当金庫のあゆみ	13
8. 総代会の制度について	14
9. 不良債権への対応	17
10. 地域密着金融の取組み状況について	19
11. 金融円滑化に向けた取組みについて	21
12. 内部管理基本方針	23
13. 取引時確認の取組について	24
14. リスク管理について	25
15. 法令等遵守	27
16. 個人情報の保護	28
17. 反社会的勢力に対する基本方針	29
18. 利益相反管理体制の概要	30
19. 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	31
第2章 主な業務のご案内	33
1. 主な業務のご案内	34
1. 預金業務のご案内	34
2. 融資業務のご案内	36
3. 各種サービスのご案内	38
2. 主な手数料のご案内	41
3. ATMご利用手数料	44
4. しんきんの機構	45
5. 店舗のご案内	46
6. 店舗網のご案内図	47
7. 信金中金のご紹介	48
第3章 資料編	49
1. 貸借対照表	50
2. 損益計算書	52
3. 剰余金処分計算書	53
4. 詳細資料	56

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく
開示項目一覧

75

ごあいさつ



平素より、上田信用金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

地域の皆様に当金庫をより一層ご理解いただくために、平成24年度の事業内容をまとめディスクロージャー誌「UEDA SHINKIN DISCLOSURE REPORT2013」を作成いたしました。

平成24年度の日本経済は、欧州債務問題による海外経済の減速等の影響により、景気の先行きは不透明のまま推移し、円高の進展が企業経営者のマインドを一層冷え込ませました。

しかしながら、昨年末の政権交代以降は、各種政策への期待感から、円高傾向の修正や株式市場の活性化が進展し、大手企業の業況判断に改善の兆しがみられる等、景気回復への期待は高まっております。

このような情勢の中、東信地域経済の牽引役である製造業については、円高による競争力低下を回避するために親企業とともにアジア地域へ工場等を進出する動きもみられました。

新政権の発足以降、当地域においても景気回復への期待は強いものの、未だ地域の実体経済は上向きになったとは言えず、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当金庫は、個人および中小企業専門の地域金融機関としての使命を果たすため、金融円滑化への支援態勢を強化し、外部機関との連携によるお取引先の課題解決にも積極的に取り組むとともに、生活応援のための個人ローン商品の充実を図り、地域の皆様に満足いただけるよう努めて参りました。

また、新長期経営計画 第2次「上田しんきん『つなぐ力』発揮」3か年計画に基づき、「課題解決型金融の強化」「独自性のさらなる発揮」「永続性ある経営の確立」を基本方針として掲げ、業務収益力の強化による健全性の維持を図るとともに、より利用者の視点に立った透明性の高い事業展開により地域に密着した金融機関としての特性を発揮して参ります。

つきましては、今後とも一層のご愛顧とご支持を賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成24年9月4日に公表いたしました不祥事件につきましては、お客様はじめ、会員の皆様、地域の皆様および関係する全ての皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしまして、心より深くお詫び申し上げます。内部管理システムの運用が業務の健全性・適切性を確保するための経営上の最重要課題であることを再認識し、別に定める内部管理基本方針に従い、継続した体制整備と更なる改善を進め、その実効性確保に努めて参る所存であります。

皆様方の更なるご発展とご健勝をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

平成25年7月

理事長

小林哲哉

上田信用金庫は…

その1 自己資本比率が基準を大きく上回っています。

国内基準4%に対し、上田しんきんは17.32%と大きく上回っています。

自己資本比率とは、金融機関の健全性を示す重要な指標です。この指標が高いほど健全性が高いとされ、国内だけで営業を行う金融機関に適用される「国内基準」の4%はもとより、国際統一基準の8%も大幅に上回っています。

今後も、堅実経営に徹し、自己資本の充実に努め、お客さまの信頼を第一に安心してご利用いただける地域金融機関を目指してまいります。

(参考)

銀行法第26条第21項に規定する総理府令・金融庁で定める命令

4%以上 …… 健全経営と認められる

2%以上4%未満 …… 経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出を求め及びその実行の命令を受ける

0%以上2%未満 …… 自己資本の充実に資する措置に係わる命令を受ける

0%未満 …… 業務の全部又は一部の停止命令を受ける

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{信用リスク・アセットの額} + \text{オペレーショナルリスク相当額を8\%で除して得た額}} \times 100(\%)$$

その2 リスク管理債権への適切な対処ができています。

回収が難しいかもしれないと心配される金額をはるかに上回る自己資本が十分に蓄積されています。

上田しんきんの平成25年3月末のリスク管理債権は6,943百万円です。(内訳は、別表参照)

この内、特に問題になる破綻先債権と延滞債権の総額6,826百万円に対しては、不動産・預金等の担保や保証機関の保証などにより、3,020百万円が保全されています。

この差引3,806百万円に対して、個別貸倒引当金として、2,638百万円を引当してあり、残る1,230百万円が、もし全額回収不能となりましても、自己資本は、15,226百万円と十分に蓄積されていますのでご心配ありません。

今後も、さらなる経営管理体制の充実を図り、リスク管理を徹底し、いかなる時も皆様に安心していただける健全な経営をめざします。

リスク管理債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分	残高 (a)		担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成 23 年度	310	246	64	100.00
	平成 24 年度	60	51	9	100.00
延滞債権	平成 23 年度	6,385	2,904	3,018	92.75
	平成 24 年度	6,766	2,969	2,602	82.35
3か月以上延滞債権	平成 23 年度	12	7	3	83.33
	平成 24 年度	60	45	14	98.64
貸出条件緩和債権	平成 23 年度	45	6	12	40.00
	平成 24 年度	56	8	13	39.14
合 計	平成 23 年度	6,754	3,163	3,097	92.75
	平成 24 年度	6,943	3,075	2,638	82.30

第1章 上田信用金庫と 地域社会



小諸支店



城南支店



城南支店

1. 平成24年度しんきんの事業概要	04
2. しんきんと地域社会	06
3. トピックス	08
4. しんきんローンセンター	11
5. 年金相談	11
6. 環境方針に対する取組みについて	12
7. 当金庫のあゆみ	13
8. 総代会の制度について	14
9. 不良債権への対応	17
10. 地域密着金融の取組み状況について	19

11. 金融円滑化に向けた取組みについて	21
12. 内部管理基本方針	23
13. 取引時確認の取組について	24
14. リスク管理について	25
15. 法令等遵守	27
16. 個人情報の保護	28
17. 反社会的勢力に対する基本方針	29
18. 利益相反管理体制の概要	30
19. 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	31

1. 平成24年度しんきんの事業概要

1. 当金庫の現況

■金融経済環境等

平成24年度の日本経済は、欧州債務問題による海外経済の減速等の影響により、景気の先行きは不透明のまま推移し、円高の進展が企業経営者のマインドを一層冷え込ませました。

しかしながら、昨年末の政権交代以降は、各種政策への期待感から、円高傾向の修正や株式市場の活性化が進展し、大手企業の業況判断に改善の兆しがみられる等、景気回復への期待は高まっております。

このような情勢の中、東信地域経済の牽引役である製造業に付いては、円高による競争力低下を回避するために親企業とともにアジア地域へ工場等を進出する動きもみられました。

新政権の発足以降、当地域においても景気回復への期待は強いものの、未だ地域の実体経済は上向きになったとは言えず、依然として先行きは不透明な状況にあります。

■預金

期末残高は、前期末比で25億円減少しました。内訳では、普通預金を中心とした流動性預金は28億円増加したものの、定期性預金が54億円減少しました。人格別では、個人預金が4億円、法人預金が7億円、公金等預金が14億円それぞれ減少しました。

■貸出金

期末残高は、前期末比で10億円減少しました。個人向けは住宅ローンを中心に11億円増加したほか、地方公共団体向けが14億円増加しましたが、事業向け資金が上期の円高や海外の景気後退による需要の低迷により35億円減少しました。

■収益

業務収益については、利回りの低下等により貸出金利息及び有価証券利息配当金等の資金運用収益の減少や、有価証券売却益が前期比減少したこと等により、前期比6億円減少し37億円、経常収益は前期比4億円減少し、41億円となりました。

業務費用は、資金調達費用や有価証券関係の損失が減少したほか、経費の削減に努めた結果、前期比2億円減少し32億円、経常費用は貸出金引当金が減少したことにより、前期比5億円減少し37億円となりました。

これにより業務純益は5億円、経常利益は4億円、当期純利益は3億円となりました。

信用金庫法に基づく不良債権比率は6.72%、金融再生法に基づく不良債権比率は6.75%と一桁台を維持しております。

また、健全性の指標である弾力化実施後の自己資本比率は17.32%と前期比0.12ポイント上昇し、国内基準の4%を大幅に上回っております

2. 主な経営指標

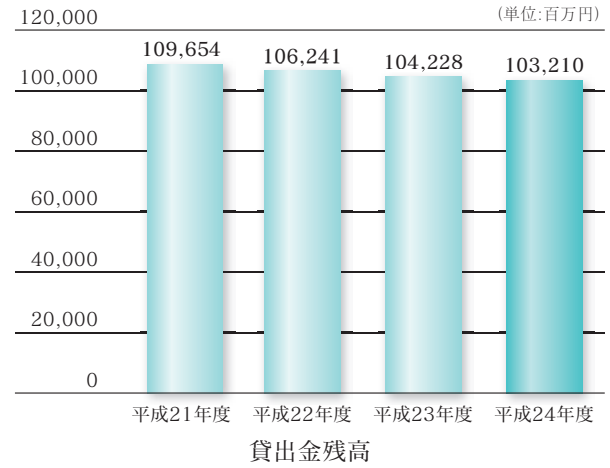
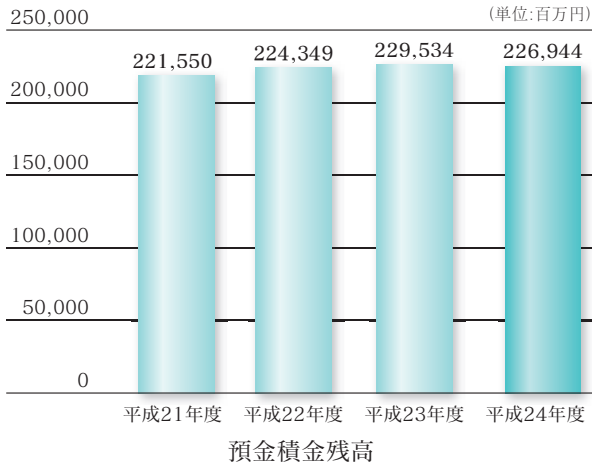
最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常収益	4,624,602千円	5,478,867千円	4,625,342千円	4,681,633千円	4,182,952千円
経常利益 (又は経常損失 (△))	△5,263,449千円	113,444千円	△512,789千円	382,096千円	405,373千円
当期純利益 (又は当期純損失 (△))	△6,436,656千円	236,430千円	△507,597千円	234,598千円	375,828千円
出資総額	700百万円	701百万円	700百万円	703百万円	704百万円
出資総口数	1,401千口	1,402千口	1,401千口	1,406千口	1,408千口
純資産額	11,791百万円	14,204百万円	13,272百万円	13,844百万円	15,622百万円
総資産額	243,743百万円	239,082百万円	242,621百万円	245,848百万円	248,129百万円
預金積金残高	220,435百万円	221,550百万円	224,349百万円	229,534百万円	226,944百万円
貸出金残高	114,171百万円	109,654百万円	106,241百万円	104,228百万円	103,210百万円
有価証券残高	72,143百万円	67,109百万円	77,734百万円	80,440百万円	88,789百万円
単体自己資本比率	14.49%	15.90%	16.49%	17.20%	17.32%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	27,895,019円 (19.90)	28,027,733円 (19.99)	27,964,113円 (19.94)	27,990,568円 (19.90)	28,131,618円 (19.97)
職員数	242人	249人	236人	230人	229人

(注) 1. 自己資本比率は「単体自己資本比率」は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準を採用しております。
 平成23年度については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除していません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額(571百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率は16.54%となります。
 また、平成24年度については、その他有価証券の評価損益が含み益となっているため、特例を考慮しない場合も上記と同じく17.32%となります。
 2. 職員数には、パートの職員は含んでおりません。

3. 業績ハイライト

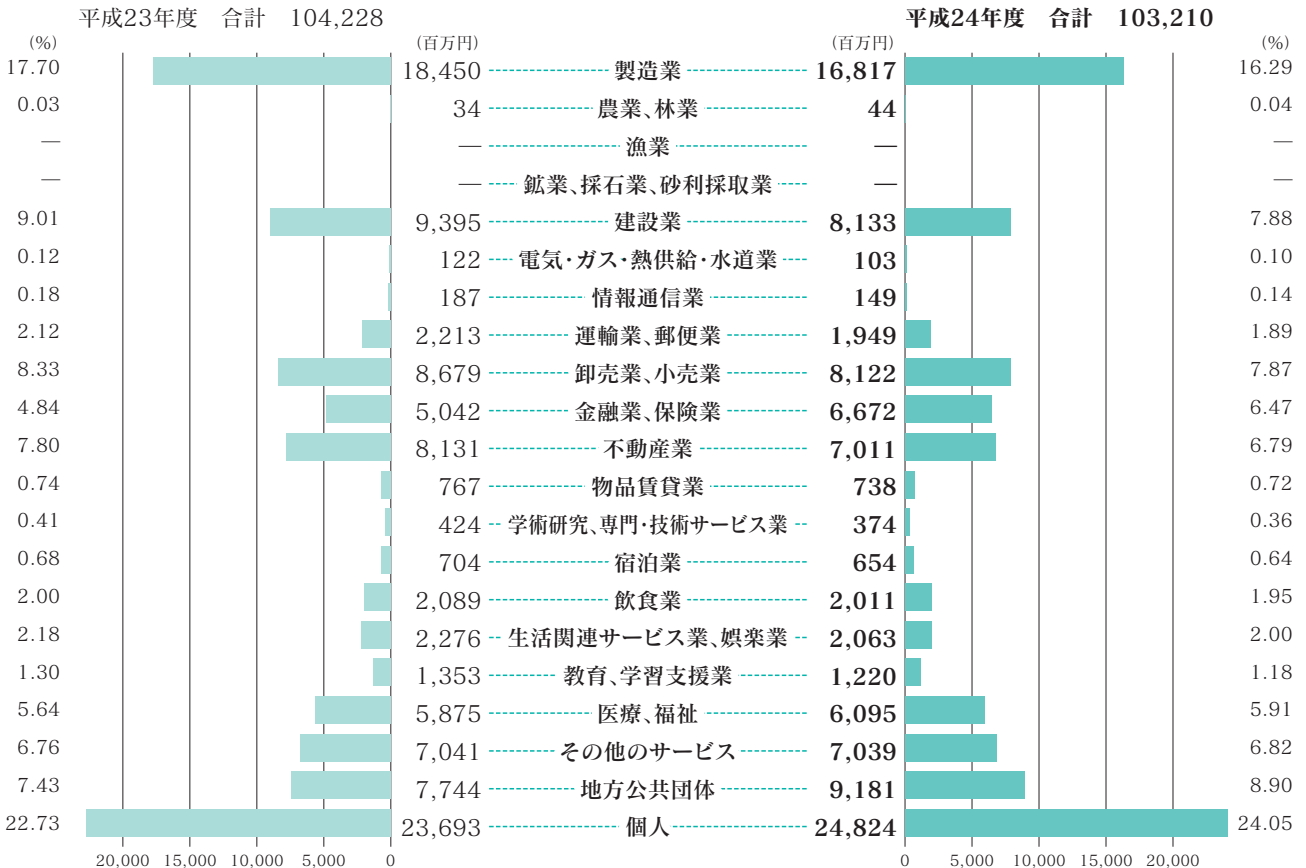
■ 預金・貸出金の状況



■ 預金者別構成



■ 貸出先別構成比



2. しんきんと地域社会 ～地域社会の再生・活性化をめざして～

地域経済活性化への取組について

当金庫は、東信地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的繁栄に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

地域の皆様 各会員の皆様

1 会員の皆様からの 出資金

704百万円 会員数:18,395名

2 地域の皆様からの ご預金

226,944百万円

お客様からお預かりした大切な預金は、皆様から信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用を、安全・確実・お気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけます様各種預金を取り揃えております。

3 上田しんきん

常勤役職員数:236名
店舗数:23店舗

新長期経営計画

第2次「上田しんきん『つなぐ力(ちから)』発揮」

—— 経営改革3か年計画 ——

～地域の課題解決と持続的発展をめざして～

計画期間 平成24年4月～平成27年3月(3カ年)

「上田しんきんに期待されるものは何か、我々に何ができ、何をしなければならないのか」ということを踏まえ、“厳しい地域経済環境の中で、共に地域に暮らす人々の豊かな生活づくりと中小企業の健全な発展を支援し、地域社会の繁栄に貢献する”ことにより、本事業計画を、8年後の創立100周年に向けた長期ビジョン“明るいしんきん”の確立に向けた第1ステージと位置づけました。

当金庫が地域の様々な主体を結びつける役割(「つなぐ力」)を発揮し、お客様満足度が向上する金融サービスを提供することにより、新たな資金需要を生み出し、地域社会の持続的な発展に貢献することを目指します。

6 地域のお客様へのご融資

103,210百万円

預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆様へのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。

5 各種支援・サービス 地域貢献・社会貢献

地域企業の経営者や後継者を中心とした「経営塾21」、「しんきん年金信和会」を通じて、地域の皆様の発展と繁栄のお手伝いをしております。

4 その他の資産運用

有価証券: 88,789百万円

預け金: 44,907百万円

計画理念

当金庫が地域の様々な主体を結びつける(「つなぐ力」)を発揮し、お客様満足度が向上する金融サービスを提供することにより、新たな資金需要を生み出し、地域社会の持続的な発展に貢献することを目指す。

基本方針

1. 地域金融機関として、課題解決型金融への取組み等を通じて、地域活性化や地域の持続的な発展を目指す。
2. 協同組織金融機関として、当金庫の独自性をさらに発揮する。
3. 内部管理態勢の整備、法令遵守意識の醸成と態勢強化、経営効率の向上および人材の育成等によって、永続性ある経営の確立に努める。

具体的方策

①課題解決型金融の強化

1. 地域主体との連携強化
2. 地域住民への情報発信の強化
3. 組織・営業態勢の見直し

②独自性のさらなる発揮

1. 高密度経営の徹底
2. 会員満足度の向上

③永続性ある経営の確立

1. 地域を支える信用金庫人の育成
2. 内部管理態勢・法令遵守意識の醸成と態勢の強化・情報開示の充実
3. 経営効率の向上

イチマル(10%)アップ運動の実施

お客様の満足度を高めることによって取引の拡大・深耕を図り、収益の強化、経営効率の向上と生活環境の向上の貢献に努めております。

(推進項目)

1. 接客対応の向上による取引顧客の増加
2. 収益の増加と費用の低減
3. 事務管理面の向上による効率化
4. 渉外・外訪活動の効率化

3. トピックス

2012～2013

【新商品・サービスの取扱い】

住宅サポートフリーローンの取扱開始 平成24年10月29日～

当金庫で住宅ローンをご利用中の方、または住宅ローン新規ご契約の方向けのお使いみちが自由で、お使いみちの確認が原則不要な住宅サポートフリーローンの取扱いを開始いたしました。

M&A仲介業務の取扱開始 平成24年12月1日～

日頃お取引いただいている中小企業のお客様の事業承継等のニーズにお応えするため、M&A仲介業務の取扱いを開始致しました。

教育カードローンの取扱開始 平成24年12月12日～

入学金、授業料、仕送り資金など教育資金をカード（ATM）でご利用いただける教育カードローンの取扱いを開始いたしました。

カラーユニバーサルデザイン 「総合口座通帳」の取扱開始 平成25年2月1日～

加齢などにより視力が低下した方や色覚障がいの方にも配慮のうえ、「誰にでも見やすく」「情報を正確に伝える」ことを目的とした、カラーユニバーサルデザインの総合口座通帳の取扱いを開始いたしました。



「でんさいネット」サービスの取扱開始 平成25年2月18日～

新たな決済手段として、電子記録債権「でんさい」を利用したサービスを開始いたしました。

リフォームプラン・エコの取扱開始 平成25年3月1日～

太陽光発電システム、エコ関連設備等、エコなリフォームにご利用できるローンの取り扱いを始めました。

【地域支援活動状況】

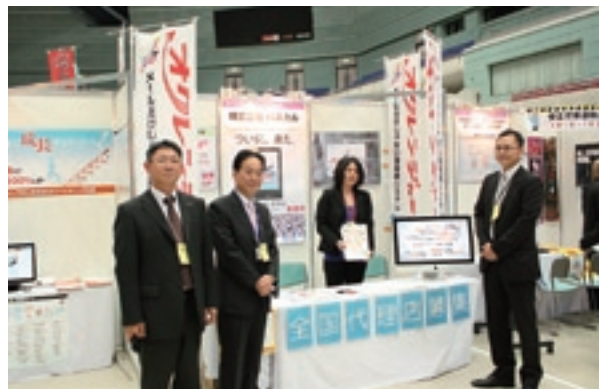
上田しんきん経営塾21

地域企業の経営者や後継者同士が語り合い技術・技能・人材等の向上を目指し『今何をすべきか』を考える会を発足し、今年度は『戦略的中期計画策定 ～成長企業の社長はどんな経営をしているか？～』をテーマに年4回のセミナーを中心に取引先企業の一層の支援に取り組んでいます。（99社参加 平成25年2月末現在）



長野しんきんビジネスフェアに参加 5月18日(金)

長野県下6信用金庫が合同で、「長野しんきんビジネスフェア」への出展を支援致しました。（当庫取引先 出展数 5社）



2012上田地域産業展へ出展 11月9日(金)～10日(土)

上田地域産業展へ当金庫ブースを出展し、住宅ローンをはじめとする各種個人ローンの相談等を行いました。



中小企業レポート

アンケート方式によるデータの集約により、当金庫の窓口から見た東信地区の経済の動向について「中小企業景気動向レポート」を編集し、身近な情報誌として年4回発刊しています。



交通安全黄色いハンカチの贈呈等 平成24年4月

県下6しんきん共同により、地域の新入学児童全員に「交通安全黄色いハンカチ（交通傷害保険付）」を贈呈致しました。

献血活動 平成24年7月26日

毎年、信用金庫の日にちなんで、当金庫職員が献血活動に参加致しました。(平成24年度34名)



金融教育プログラム 平成24年8月2日(木)

地元の子供たちに、「金融の基礎知識やお金の大切さ」を学んでもらうために金融教育プログラムを実施致しました。

当日、小学3年～6年生28名が、「お金に関するクイズ」「おこづかい帳のつけ方」「本店・本部の見学」「1億円の重さ」について受講・体験いたしました。



しんきんふれあい講演会

会員をはじめとするお客様の親睦を深めるために、上小地区・佐久地区の店舗合同で講演会を開催致しました。

平成24年度 上小地区講演会

日時 平成24年9月20日(休)

講師 野村 克也さん

演題 「もう一つの管理学・一流の条件」

平成24年度 佐久地区講演会

日時 平成25年2月19日(火)

講師 林 覚乗さん

演題 「心ゆたかに生きる」

文化活動

ギャラリー・イベントホールの開放により、講演会・音楽会・絵画作品発表等の場所として地元の皆さんにご利用いただき、地元・地域への文化芸術活動の発展のため、地域に根差した活動を応援しています。

夏まつりへの参加

恒例の「上田わっしょい」をはじめとして、東信地域の各種イベントに参加致しました。

7月21日(土) 上田祇園祭

7月28日(土) 上田わっしょい
御代田龍神祭

8月 4日(土) 丸子ドドンコ
東御市民まつり
小諸ドカンショ
白田よいよさ

8月10日(金) 塩田花市

8月12日(日) 丸子花市

8月25日(土) 川辺町祭り



4. しんきんローンセンター

本店営業店内に、仕事帰りや休日もお気軽にご来店いただき、ローンのご相談をワンストップでお受けできる、相談窓口を開設しております。



- Q1. どれくらい借りられるのか
じっくり相談にのってもらいたいなあ!
- Q2. 平日は、仕事でローン相談にいけないなあ!
- Q3. 家も建てたい、車も買いたい、
こどもの将来もまとめて相談したい!

ご自宅の新築・購入・リフォーム、他の金融機関でお借入された住宅ローンのお借換、マイカー・結婚・お子様の進学など、さまざまな資金についてご相談下さい。専任のアドバイザーがお客様の利便性向上とあらゆるローンニーズにお応えするため、最適なご提案をさせていただきます。

平日は19:00まで、土・日も17:00まで営業してお客様のご来店を心からお待ちしております。



5. 年金相談

- Q1. 年金受取りの手続きは、
どのような書類が必要なのかなあ?
- Q2. 自分の年金は、
いくつからいくらもらえるのかなあ?
- Q3. 在職老齢年金の仕組み・雇用保険についてはどうしたらいいのかなあ?

お近くのしんきんの窓口で、年金相談（無料）を定期的で開催しております。

年金の専門家である社会保険労務士が、お客様の年金に関するさまざまな疑問・ご相談等にお応えしております。

社会保険労務士による年金相談会（無料）については、各本支店ごとに開催日が決まっておりますので、年金に関するご相談を希望される方は、お気軽に最寄りの店舗へお問い合わせのうえ、ご予約をお願い致します。

なお、年金相談の日程については、ホームページにおいてもご確認いただけます。



6. 環境に対する取組みについて

上田信用金庫 環境方針

上田信用金庫は、緑豊かで自然に恵まれた信州の地域金融機関として「人とのふれあいを大切にし、地域の繁栄に貢献する」という経営理念に基づき行動すると共に、環境問題への取組みを重要な事業活動と捉え、以下の環境方針を制定します。

1. 事業活動において関連する環境の法規制、条例、および当金庫が同意する協定等を順守し、地球環境の保全、環境汚染の予防に努めます。
2. 事業活動を通じ省資源・省エネルギーに努め、環境対応型商品の開発・推進ならびに情報提供による地域・会員・お客様への環境問題対応のご支援をめざします。
3. 経営理念・環境方針に基づき、環境目的・目標を設定し、環境マネジメントシステムを推進します。
また、環境目的・目標は定期的に見直しを行い、環境問題への取組みの継続的な改善に努めます。
4. この環境方針順守のため、本方針の全職員への徹底と教育に努めます。

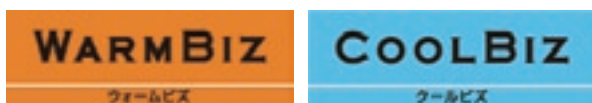
上記当金庫環境方針は、内外に公開します。

クールビズ・ウォームビズの実施

CO₂の排出を抑制するため、全営業店の冷房時の温度を28度、暖房時の温度を20度に設定させていただいております。

それに伴い職員の服装も、夏は半袖・ノーネクタイ、冬はカーディガンを着用させていただいております。

何とぞご理解・ご協力をお願い申し上げます。



環境配慮型ユニバーサルデザイン 総合口座通帳

平成25年2月1日より、CO₂削減という地球温暖化防止に貢献するとともに、加齢などにより視力が低下した方や色覚障がいの方にも配慮した「ユニバーサルデザイン」の総合口座通帳の取り扱いを開始致しました。



環境融資商品

商 品 名	優遇内容	優 遇 対 象
カーライフプラン・エコ	0.02% 金利優遇	エコカー減税対象車をはじめ、ハイブリッド車や電気自動車など低公害車を購入する場合
リフォームプラン・エコ	0.02% 金利優遇	エコ関連設備(太陽光発電システム、エコジョーズ、エコフィール、エコキュート、エコウィル、エネファーム)の購入設置にかかるリフォーム資金
住宅ローン	0.05% 金利優遇	太陽光発電システム、CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、ガスエンジン給湯機(エコウィル)、潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)など環境に配慮した住宅設備をする場合

店週の清掃活動

毎月1回、全店にて店週の清掃活動を行っております。



7. 当金庫のあゆみ

- 大正11年12月 産業組合法に基づき、「有限責任上田市信用組合設立」(旧上田市役所の一室にて開業)
- 大正14年12月 本店事務局を原町1丁目(旧本店)に移転
- 昭和17年11月 駅前支店開設(当金庫最初の支店)
- 昭和26年11月 信用金庫法に基づき、「上田信用金庫」に改組
- 昭和27年12月 岩村田支店開設(佐久地区最初の支店)
- 昭和44年 2月 本店新築移転(上田市原町)
- 昭和53年10月 預金総合オンライン稼働
- 昭和59年11月 融資オンライン稼働
- 昭和61年12月 預金総額1,000億円達成
- 平成 8年 6月 新営業店システム稼働
- 平成 8年11月 預金総額2,000億円達成
- 平成11年 5月 本店新築移転(上田市材木町)
- 平成14年 8月 上田商工信用組合の事業の一部譲受
- 平成17年10月 勘定系システムを「信金東京共同事務センター事業組合」に移行
- 平成21年 2月 店外ATM「軽井沢町役場出張所」オープン
- 平成22年 4月 カードローン「しんきんきゃつする300」取扱開始
- 平成22年 4月 八十二銀行とのATM無料相互利用サービス
「ぐるっと信州ネット」取扱開始
- 平成22年 8月 地域の魅力再発見!「真田幸村公」の定期預金・定期積金証書の取扱開始
- 平成22年 9月 「学資保険」の取扱開始
- 平成22年 9月 傷害保険「シニアクラブ」の取扱開始
- 平成22年10月 しんきんローンセンターを本店営業店内に開設
- 平成23年 4月 創立90周年記念 東日本大震災 復興支援寄付金付特別定期預金「つなぐ力」の取扱開始
- 平成23年 8月 全職員が、「認知症サポーター」の資格取得
- 平成24年12月 M&A仲介業務の取扱開始
- 平成24年12月 「経営革新等支援機関」の認定取得
- 平成25年 2月 「でんさいネット」サービスの取扱開始



上田信用金庫に改組したときの
事業許可免許
(大蔵大臣 池田勇人)



旧本店(昭和44年2月移転)



現在の本店(平成11年5月新築)

8. 総代会の制度について

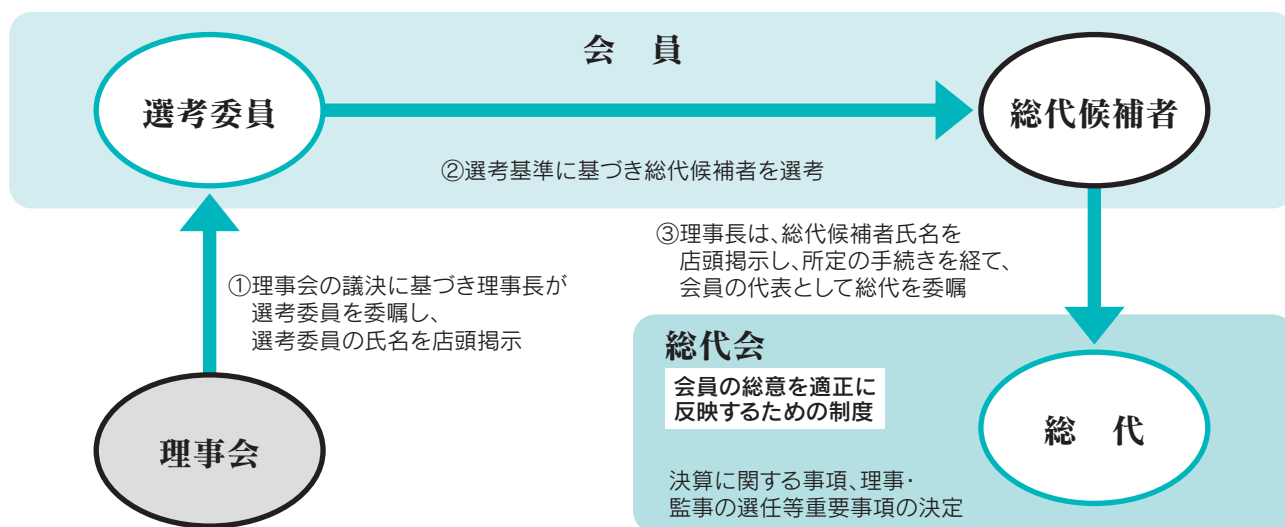
総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映される様、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会は、会員一人ひとりの意見を反映するための制度です。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

① 総代の任期は3年です。

② 総代の定数は、80人以上110人以下で、会員数に応じて各選任地域ごとに定められております。

なお、平成25年5月25日付で選任された現在の総代数は95人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者の選考基準に基づき、次の手続きを経て選任されます。

① 会員の中から総代選考委員を選任する。

② その選考委員が総代候補者を選考する。

③ その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる。)

(3) 上田信用金庫総代選任規定(第6条 総代候補者の選考基準)

選考委員は、以下の基準に基づき総代候補者の選考を行う。

① 地域の事情に精通し、貢献度が高く、信望が厚い会員であること。

② 人格、識見に優れ、信用金庫取引の模範となる会員であること。

③ 健康に不安がなく、総代として十分活動可能な会員であること。

(4) 第92期通常総代会の決議事項

平成25年6月26日開催の第92期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案の通り承認、決議されました。

①報告事項

第92期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

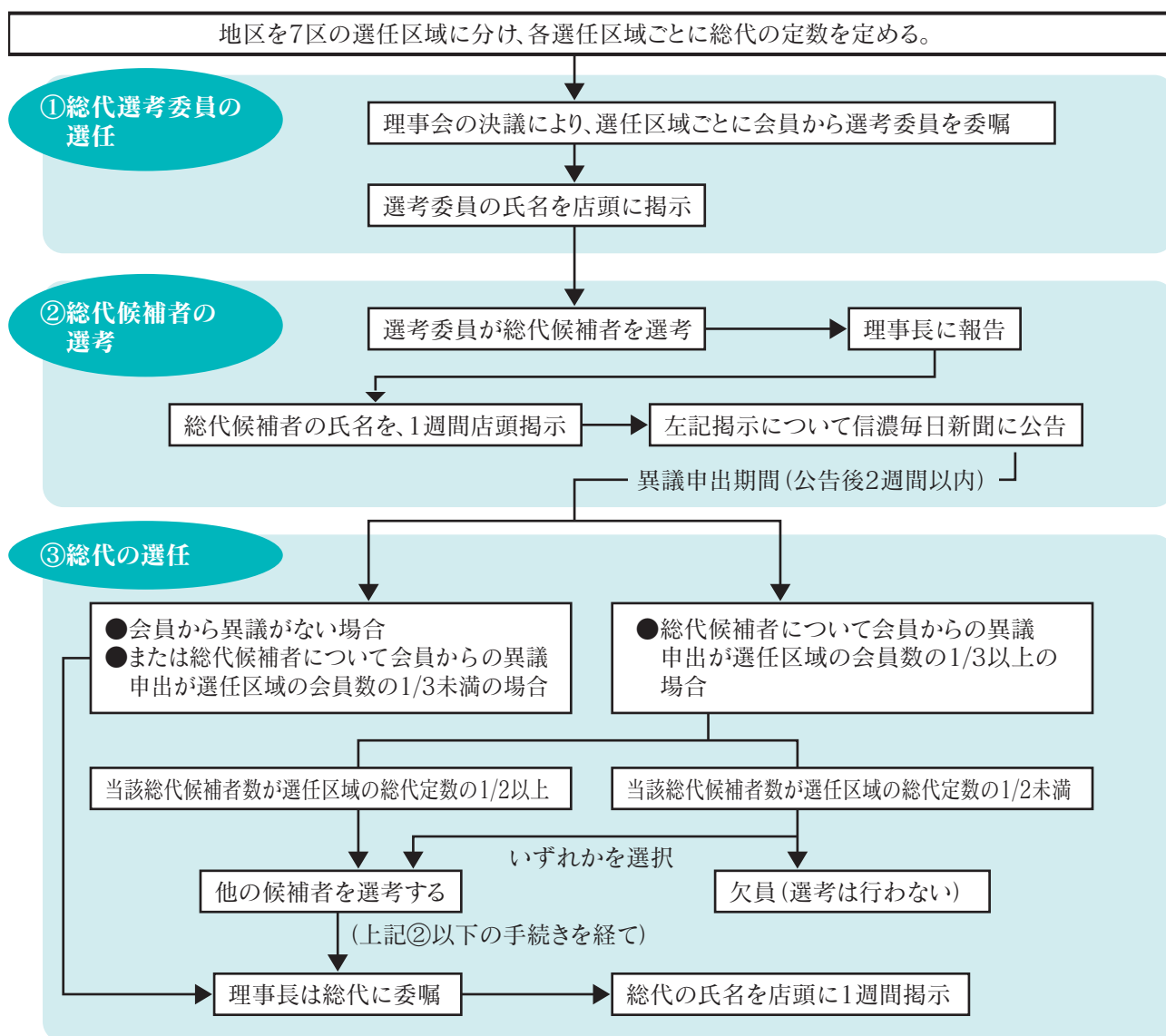
業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

②決議事項

第1号議案 第92期剰余金処分案承認の件

第2号議案 会員除名の件

総代が選任されるまでの手続きについて



選任区域別総代名簿

(平成25年7月1日現在)

選任区域 (総代数)	総 代 名 (敬称略)							
1 区 (18名)	阿部 眞一 橘倉酒造株式会社 土屋 良市	阿部 隆司 友野 正二	飯田 進一 工藤吉二郎 内藤 毅	池田 博美 佐々木正行 中村 勝美	井出 儀男 篠澤 一平 新津 正勝	加藤 清忠 澤井 祐二 依田 方伯	田嶋 史朗	
2 区 (10名)	上原 清隆 関口 和生	大井 莊平 土屋 一男	尾台 恒男 土屋 圭市	柏木 昭憲	佐藤 雅義	猿田 建一	白山與志雄	
3 区 (10名)	アート梱包運輸株式会社 塩川 勝 林 和弘		甘利 正任 美斉津 明	鬼熊 武実 渡辺 頼雄	木崎 満男	小林 政利	佐々木政弘	
4 区 (13名)	岩崎 和義 滝澤 光次	内山 三男 田島 俊明	尾美 秀實 田村 英幸	久保山 修 中山 良人	小林 泉 松山 三二	小林 群史 依田 敏彦	桜井 繁	
5 区 (15名)	池野 兵 小柳 繁弘 松澤 一志	市川 光則 龍野 彰宏	一之瀬 寛 中村 義介	神谷 経夫 羽田 直巳	木島 善雄 肥田野秀知	北澤 誠 別府 諄一	倉島 紀六 細谷 光雄	
6 区 (15名)	飯島 俊勝 滝澤 武 有限会社若松屋小間物店	尾和 幸憲 滝澤 将生	金子 忠美 竹内 由勝	小宮山武雄 田中 健一	佐藤 修一 手塚 克巳	菅沼 性一 山崎 一男	高遠 弘 和田 智晴	
7 区 (14名)	沓掛信太郎 座間 正弘 山岸巳津雄	工藤 武和 竹内 強	窪田 秀徳 株式会社花屋ホテル	甲田 幸一	酒井 喜良 松崎 照二	櫻井 一信 松澤 庄次	櫻井 政信 宮澤マサ代	
計 95 名								

※敬称は略させていただきます



9. 不良債権への対応

自己査定とは

「自己査定」とは、「金融検査マニュアル」に基づき当金庫が定めた自己査定基準に基づいて、自らの資産の内容を個別に検討し、回収の危険性または価値の毀損の危険度合に従って区分することを言います。

当金庫では、リスクをもつすべての資産を対象に自己査定を実施しており、お客様からの預金などが資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定しています。

債務者区分とは

別に定める自己査定抽出基準に基づく債務者について、下記基準により区分を行っております。

債務者区分		内容
正常先		業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる先
要注意先	その他要注意先	貸出条件や履行状況に問題がある先の他、業況が低調ないし不安定な先、または財務内容に問題がある先等、今後管理に注意を要する先。
	要管理先	要注意先のうち、3か月以上の延滞または貸出条件緩和を行った貸出金があり、今後管理を要する先。
破綻懸念先		現状、経営破綻の状況にないが経営難の状況にあり、経営改善計画書等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先。
実質破綻先		法的・形式的破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しがない状況であると認められる等実質的に経営破綻に陥っている先。
破綻先		法的・形式的破綻の事実が発生している先で、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生法の申請、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている先。

リスク管理債権の開示

リスク管理債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区分		残高(a)	担保・保証額	貸倒引当金	保全率
破綻先債権	平成23年度	310	246	64	100.00
	平成24年度	60	51	9	100.00
延滞債権	平成23年度	6,385	2,904	3,018	92.75
	平成24年度	6,766	2,969	2,602	82.35
3か月以上延滞債権	平成23年度	12	7	3	83.33
	平成24年度	60	45	14	98.64
貸出条件緩和債権	平成23年度	45	6	12	40.00
	平成24年度	56	8	13	39.14
合計	平成23年度	6,754	3,163	3,097	92.75
	平成24年度	6,943	3,075	2,638	82.30

(注) 1. 上記開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額やすでに引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。

2. 担保・保証額は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

3. 貸倒引当金については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

4. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

《用語の説明》

【破綻先債権】元本または利息の支払の遅延が相当期間継続している等の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。①更生手続開始の申立てがあった債務者②再生手続開始の申立てがあった債務者③破産手続開始の申立てがあった債務者④特別清算開始の申立てがあった債務者⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者。

【延滞債権】未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。①上記「破綻先債権」に該当する貸出金②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金。

【3か月以上延滞債権】元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

【貸出条件緩和債権】債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

金融再生法に基づく開示

(1) 金融再生法開示債権

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
金融再生法上の 不良債権	平成 23 年度	6,873	6,152	3,195	2,957	89.50	80.39	
	平成 24 年度	7,023	5,794	3,091	2,702	82.50	68.74	
	破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成 23 年度	1,207	1,207	913	294	100.00	100.00
		平成 24 年度	766	766	611	155	100.00	100.00
	危険債権	平成 23 年度	5,607	4,910	2,263	2,647	87.57	79.18
		平成 24 年度	6,140	4,946	2,426	2,520	80.55	67.85
	要管理債権	平成 23 年度	58	33	18	15	19.14	37.50
		平成 24 年度	116	81	53	27	69.86	44.00
正常債権	平成 23 年度	98,311						
	平成 24 年度	96,996						
合 計	平成 23 年度	105,185						
	平成 24 年度	104,021						

※「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

《用語の説明》

【破産更生債権及びこれらに準ずる債権】 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

【危険債権】 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

【要管理債権】 「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

【正常債権】 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権をいいます。



常田支店



塩田支店



東部町支店



神科支店

10. 地域密着型金融の取組み状況について

地域密着型金融推進の基本方針

当金庫の経営理念であります「人とのふれあいを大切に、地域の繁栄に貢献する」を基本とした取組みとして、地域のお客様との連携を強化するとともに、さまざまな課題を共有し、お客様と一緒に解決することにより、お客様と地域の持続的発展を目指します。

主要な具体的取組み項目

- (1) 取引先顧客のライフステージに対応したコンサルティング機能の強化
- (2) 顧客満足度向上への取組み
- (3) 地域社会・利用顧客への積極的な情報発信による地域貢献活動の強化

平成24年度の取組み実績

1. 取引先顧客のライフステージに対応したコンサルティング機能の強化

具体的な取組項目	平成24年度 取組状況
M&A仲介業務取扱いの開始	<ul style="list-style-type: none"> ●平成24年8月8日付、信金キャピタル(株)・(株)日本M&Aセンターとの連携による「M&A仲介業務」の取扱を開始しました。 ●具体的取組事例として、ある製造業の売却希望案件について買取企業候補への紹介を実施致しました。
外部専門家・外部機関との連携による課題解決策への取組強化	<ul style="list-style-type: none"> ●<中小企業再生支援協議会> 19回に亘る情報交換を通じ、外部コンサルタント導入(1先)、同協議会関与による経営改善計画書策定・検証実施後、関係機関協調による計画の合意形成(1先)を図りました。 ●<長野県信用保証協会> 取引先に対し協調したモニタリングを7回実施、経営改善に向けた進捗管理・経営課題の共有化を含め、連携して支援・指導を実施しました。 ●<中小企業ネットワーク強化事業> ネットワークアドバイザーによる取引先へのコンサルティングを9回実施するとともに、信用保証協会等との連携強化を図りました。
地方公共団体等との連携による取引先企業の経営改善支援	<ul style="list-style-type: none"> ●<ながの産業支援ネットワークへの参画> 総合的な課題解決に向けた取組み・情報の共有、支援策・施策等の周知、密接な連携を図る仕組みづくりの構築に努めました。 ●<産学官金連携> 信州大学連携コーディネータの委嘱を受け、他機関のコーディネータとの情報交換等を行いながら、取引先・地域への支援・連携強化に努めました。 ●<地公体主催の会議への参画> 上田市主催の諸会議に参画するとともに、地域経済団体・その他関係機関との連携により地域経済の活性化に努めました。
ビジネスマッチングによる情報仲介機能の発揮	<ul style="list-style-type: none"> ●「長野しんきんビジネスフェア2012」へ取引先1社が出展、しんきん特別相談会商談会においては、2社がエントリーのうえ、うち1社が商談成立につながりました。 ●東京ビジネスサミットへ、当庫取引先2社が出展致しました。 ●信金中金を介してデータベースサイトを利用した「イプロス製造業」に当金庫取引先24先が登録のうえ、ビジネス・マッチングを推進致しました。

2. 顧客満足度向上への取組み

具体的な取組項目	平成24年度 取組状況
顧客ニーズに対応するためのスキルアップに向けた人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ●外部研修への派遣による知識の習得を図るとともに、参加職員による伝達研修を実施しました。 ●新入職員について、入庫前(3月)及びフォロー研修(5月・8月)を実施し、信用金庫人、社会人としての基礎知識等を指導致しました。 ●「人材育成セミナー」を実施し、講師8名16回のセミナー、及び過年度講師6名によるフォローセミナーを実施し、知識習得等人材育成に努めました。(延181名参加) ●「検証力トレーナー制度」、外部講師による「リボンプロジェクト」、「保険商品推進プロジェクト」「提案セールス研修」「営業店チェックポイント研修」等を実施し、担当者及び役席者のスキルアップに努めました。
顧客のライフステージに応じた融資手法の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ●ローンセンター専担者による住宅メーカー・不動産業者への営業強化および土・日営業の実施により、業者紹介案件(新築)を中心に申込みが増加、住宅ローン残高は18,153百万円(前期末比5.92%増)となりました。 ●1月28日(月)より、1年365日、24時間受付が可能なインターネットから(一社)しんきん保証基金付個人ローンの仮審査申込み受付業務を開始致しました。

3.地域社会・利用顧客への積極的な情報発信による地域貢献活動の強化

具体的な取組項目	平成24年度 取組状況
会員を含む各種サークルを活用した企業経営者への情報発信と事業活性化支援	<ul style="list-style-type: none"> ●若手経営者・後継者の学びの場として「しんきん経営塾21」の活動を実施、「戦略的中期計画策定講座～成長企業の社長はどんな経営をしているのか?」をテーマにセミナーを年4回開催し、お取引先のスキルアップを図りました。 ●中小企業家同友会例会に、年6回参加のうえ各企業経営者の悩み等について、金融機関の立場からアドバイスを実施致しました。
環境問題への取組みと情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●全店にて、月1回の店周清掃ボランティア活動を継続中であります。 ●平成25年2月から、視力が低下した方や色覚異常の方に配慮したカラーユニバーサルデザインの総合口座通帳の取り扱いを開始致しました。 ●平成25年3月から、太陽光発電設備等、エコ設備設置を含むリフォームローンの取扱いを開始いたしました。
小学生を対象とした金融教育プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> ●上田市内の小学生(3～6年生)総勢25名を対象に、「お金について」の講義、実際の仕事(機械)の見学、1億円の重さの体験等の金融教育を実施致しました。

4.お客様の経営改善への取組

当金庫では、平成15年度より取組んだ「リレーションシップバンキングの機能強化計画」以来、「地域密着型金融の機能強化の推進」に恒常的に取り組み、とりわけ事業再生は、地域密着型金融の本質に関わる大きな課題であるという考えのもとに、平成15年6月本内部に創設した「企業支援室」(現「融資部企業支援課」)のスタッフと支店長連携によりお客様の事業所を定期的に訪問し、企業再生等の分野をはじめ、経営改善のためのサポートや、資金繰り・経営改善に向けた提案をはじめ、指導やアドバイスに積極的に取り組んでおります。

経営改善支援の取組み実績【平成21年4月～平成25年3月】

(単位:先数)

	期初債務者数 A	うち 経営改善 支援取組み 先数 α	αのうち	αのうち	αのうち	経営改善 支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α	
			期末に債務 者区分が ランクアップ した先数 β	期末に債務者 区分が変化 しなかった 先数 γ	αのうち 再生計画を 策定した 先数 δ				
正常先 ①	1,717	1	—	0	1	0.1%	—	100.0%	
要注意先	うちその他要注意先 ②	324	100	3	87	91	30.9%	3.0%	91.0%
		うち要管理先 ③	5	0	0	0	0	0.0%	—
破綻懸念先 ④	47	7	0	7	2	14.9%	0.0%	28.6%	
実質破綻先 ⑤	71	0	0	0	0	0.0%	—	—	
破綻先 ⑥	32	0	0	0	0	0.0%	—	—	
	小計(②～⑥の計)	479	107	3	94	93	22.3%	2.8%	86.9%
	合計	2,196	108	3	94	94	4.9%	2.8%	87.0%

5.金融円滑化法の期限到来後の対応について

平成25年3月末をもって「中小企業金融円滑化法」の期限が到来しております。

同法の期限到来後は、金融機関が「金融円滑化対応(貸出金の条件変更等や円滑な資金供給)をしてくれなくなるのではないか」等の心配の声が聞かれますが、当金庫は金融円滑化法の施行以前より、地域密着金融機関として、地域のお取引先に対し資金を安定的に供給し、また経営改善等に対する支援を行う等、中小企業の皆様の金融の円滑化に努めており、この取り組みは、金融円滑化法の期限到来に係わらず、何ら変わるものではありません。

また、住宅資金お取扱いの皆様の条件変更等に対する対応につきましても、中小企業の皆様に対する対応と同様に、金融円滑化法の期限到来に係わらず、これまでと何ら変わるものではありません。

当金庫は、引き続き全役職員が協働し、お取引先の状況をきめ細かく把握しながら、実態に応じたきめ細かな対応を行い、コンサルティング機能の発揮により、お取引先の経営課題に応じた最適な解決策を提案し、最大限の支援を図る方針でありますので、これまで同様、当金庫各営業店窓口にお気軽にご相談下さい。

11. 金融円滑化に向けた取組みについて

1. 上田信用金庫の金融円滑化への取組方針

上田信用金庫(理事長 小林哲哉)は、経営理念である「人とのふれあいを大切に、地域の繁栄に貢献する」に基づき、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、金融の円滑化に取り組んでおります。

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化の円滑な実施に向けた態勢整備

(1) 態勢整備

上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ①金融円滑化促進を図るため本取組み方針、金融円滑化に係る管理方針・管理規程・マニュアルを制定いたしました。
- ②金融円滑化促進に対する業務統括を行う金融円滑化管理責任者に専務理事、同副管理責任者に常務理事を任命し、経営陣自らが率先して取り組んでおります。
- ③金融円滑化管理責任者・同副管理責任者・本部関連部室長等を構成員とする金融円滑化管理委員会を発足し、金融円滑化促進を図っております。
- ④営業店においては店長を金融円滑化管理者として金融円滑化促進を図っております。
- ⑤営業店全店に金融円滑化相談窓口を設置しております。

(2) 貸出条件の変更等の状況を適切に把握する体制

貸出条件の変更等の状況を適切に把握するため、以下の通り取り組んでおります。

- ①条件変更に関する申出に対しては、「親身になった対応」に心掛け表面的な財務内容・保全状況・過去における条件変更実施履歴等のみをもって判断する事がないよう留意し、可能な限り迅速な対応を図っております。
- ②各営業店は条件変更の受付について、所定の受付簿・記録簿へ対応状況・結果について記録すると共に、毎月金融円滑化管理委員会事務局へ報告しております。
- ③事務局は営業店からの報告に基づき対応状況を管理し、各営業店を指導・支援すると共に、金融円滑化管理委員会へ定期的に報告しております。

④金融円滑化管理責任者は取組状況の検証を行い、必要に応じ営業店への指示・指導を行います。

⑤金融円滑化管理責任者は理事会・常務会に対し定期的に取組状況を報告すると共に、経営に対し重要な問題が発生した場合等には速やかに報告を行います。

⑥対応状況の記録は営業店と事務局において厳格に管理・保管しております。

3. 金融円滑化に係る苦情相談窓口

金融円滑化に係る苦情相談窓口を融資部企業支援課とし、専用直通電話(☎0120-70-1877)を設置しております。

【受付時間】

平日9時～17時 融資部企業支援課にて承ります。

土日祝日及び平日上記時間以外 留守番電話にて受付し、翌営業日当庫よりご連絡させていただきます。

(1) 苦情相談に係る対応について

- ①苦情相談窓口へ直接寄せられた苦情相談については、親身になった対応を図り速やかに金融円滑化管理責任者へ報告すると共に、金融円滑化管理責任者の指示を受け、営業店に対する指導・支援を行い苦情相談内容の早期解決を図ります。
- ②営業店に寄せられた苦情相談については、担当者は速やかに営業店金融円滑化管理者である店長に報告を行うと共に、店長・役席者とともに親身になった姿勢をもって迅速に苦情等の解決に向けた対応を図ります。
- ③営業店においては金融円滑化に係る苦情相談については発生都度速やかに事務局あて報告を行い、迅速な対応と解決に努めます。
- ④苦情相談の内容・対応状況については発生都度記録を行う事とし、営業店・事務局において厳格に管理・保管しております。

4. 経営コンサルティング機能発揮について

お客様に対するキメ細かな経営改善支援・経営相談を図るための専担部署として、融資部内に企業支援課を設置しております。企業支援課は、お客様への支援を行うと共に、営業店における経営支援能力向上に向けた指導を行って参ります。

また、お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)の向上を図るため、職員に対する研修を重ねて参ります。

5. 金融円滑化取組状況

平成21年12月4日～平成25年3月31日までの取組状況は別表の通りであります。

貸付の条件の変更等の実施状況について

○平成21年12月4日に施行されました「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の第4条、第5条に基づく貸付の条件の変更等の、平成21年12月4日から平成25年3月31日までの

実施状況は下記の通りであります。

○なお、同法の第7条に基づく「実施状況の開示」(法律で定められた開示)につきましては、平成22年5月を初回として、以降半期毎に開示いたします。

中小企業者

(単位:件/百万円)

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
全 体	7,683	81,672	7,407	78,660	33	586	82	998	161	1,427
うち、信用保証協会等による保証を受けていなかった貸付債権	5,231	66,368	5,098	64,168	15	493	34	629	84	1,076
	実 行 率		96.4%	96.3%						

住宅資金借入者

(単位:件/百万円)

	申 込		実 行		謝 絶		審 査 中		取 下 げ	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
全 体	146	1,314	112	1,028	2	25	5	25	27	235
	実 行 率		76.7%	78.2%						

(注) 件数・金額は、法施行日から上記時点までの累計です。尚、審査中のみ平成25年3月末時点の件数・金額であります。

(注) 上記計数は、債権ベースで集計しております。また、百万円単位未満は切捨てしております。

(注) 上記実行率は、実行件数・金額を申込件数・金額で除したものであります。



真田支店



川西支店



よだくぼ支店



原町支店

12. 内部管理基本方針

内部管理基本方針

当金庫では、信用金庫法ならびに同法施行規則の規定に基づき、業務の健全性・適切性を確保するため、「内部管理基本方針」を定め、継続的に実効性の確保に努めております。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険に関する規定その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
9. 当該金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

貸出金の運営方針

1. 地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援します。
2. 大口に偏重することなく、多数のおお客様にご利用いただけるように徹底し、信用リスクを分散します。
3. 住宅資金や教育資金等地域の皆様の生活に関連した資金需要に対して、積極的に応援します。
4. 業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。



小諸支店



岩村田支店



野沢支店



御代田支店

13. 取引時確認の取組について

お客さまとの取引時の確認についてのご協力をお願い

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止を強化する目的で「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が改正されました。

平成25年4月1日からの改正法の施行に伴い、当金庫では、口座開設等の際に、従来の本人確認（氏名、住所および生年月日等）に加えて、取引の目的、職業や事業内容等について確認（取引時確認）をさせていただくことになりましたので、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1. 取引時確認が必要な主なお取引について

1. 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
2. 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
3. 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払いを行う大口現金取引
4. 融資取引 等

これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

2. ご確認させていただく事項

	確認事項	主な確認書類
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	●運転免許証 ●健康保険証 ●国民年金手帳 ●パスポート等(いずれも原本)
	職業・取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
	(ご本人以外の方が来店される場合) 来店された方の氏名・住所・生年月日等	●運転免許証 ●健康保険証 ●国民年金手帳 ●パスポート等(いずれも原本) ※上記に加え、住民票等によりご本人とご関係(ご本人のために取引を行っていること)を確認させていただきます。
法人のお客さま	名称、本店または主たる事務所の所在地	●登記事項証明書 ●印鑑登録証明書等(いずれも原本)
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	●運転免許証 ●健康保険証 ●国民年金手帳 ●パスポート等(いずれも原本) ※上記に加え、社員証等により、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
	事業内容	●登記事項証明書 ●定款の写し等
	取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
	議決権保有比率25%超の方の有無、その方の氏名・住所・生年月日	お客さまの申告により確認させていただきます。 ※議決権保有比率25%超の方が法人の場合、その法人の名称および本店または主たる事務所の所在地を確認させていただきます。 ※議決権保有比率50%超の方がいる場合は、その方についてだけ確認させていただきます。 ※一般社団法人等においては、代表者の方全員の氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。

3. その他にご注意いただきたい事項

- 過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、改めて取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、上記事項の再確認をお願いすることがあります(その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります)。
- お客さまに資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- 法令で定められた書類の確認、その他当金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。
- ご確認をさせていただいた上記事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。
- 上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、同法により禁じられております。
- 上記事項の確認ができないときは、取引ができない場合があります。
- 詳しいことは、お取引店の窓口等にお問い合わせください。

14. リスク管理について

リスク管理について

金融の自由化、国際化の進展に伴い金融機関の業務はますます多様化・高度化し、金融機関経営も従来にましてリスクの正確な把握とその管理体制の確立が求められ、また、管理すべきリスクも増大しています。

このような状況下において、当金庫ではリスク管理を経営の重要課題とし、経営の健全化を確保し持続可能で安定的な収益性と効率化を向上させる管理態勢の強化に取り組んでおります。

平成21年9月より「統合的リスク管理」を開始し、当庫を取り巻くリスクに対する自己資本の十分性の検証・管理を行いながら、健全な経営に努めております。

統合的リスク管理については、今後も継続的に高度化に向けた取り組みをして参ります。

リスクの種類

リスクの種類	リスクの内容	リスク管理の状況
信用リスク	企業や個人への貸出金の回収が困難になったり、保有有価証券の発行体の破綻により元本回収が不能になるリスクのことです。	当金庫では、実際の営業推進に携わる営業店及び本部推進部門(業務部)と、融資業務の方針統括等を行う審査部門(融資部)がそれぞれ独立性を保ちつつ、相互牽制を行っております。 融資部内において、財務分析や自己査定結果を審査管理面に活用するシステムを構築のうえ審査機能の充実を図り、審査課と管理課が連携して厳正な審査・管理体制をとっております。 有価証券運用については、余資運用基準に基づく限度額管理を行っております。
市場リスク	資産(貸出金・有価証券)、負債(預金等)双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券等の価格の変動に伴う「価格変動リスク」、外国為替市場の変動に伴う「為替リスク」等の市場の変動によって保有する資産の価値が変動するリスクの総称です。	当金庫では、経済、金融の見通しに基づいたALM委員会を中心に、余資運用基準に基づく厳正な運用管理に努めております。
流動性リスク	予期しない大量の預金の払い戻し等により、著しく高い金利での資金運用を余儀なくされたり、資金の調達と運用のバランスが著しく崩れた際などに資金繰りに支障をきたすリスクのことです。	日常の資金繰りについては、即座に換金できる流動性の高い資金(支払準備預金)が預金残高の一定水準以上を維持するよう管理しております。 信金中央金庫を中心とした信用金庫業界のバックアップ体制を含め、不測の事態に備えております。
事務リスク	事務上の事故やミス、不正等によって、当金庫が損失を受けるリスクのことです。	月次で店内検査の実施を義務づけることにより、万一事故が発生した場合でも早期に発見することが可能な体制を整備しております。 日常の事務ミス防止のため、内部規程の整備及び事務指導部門による研修・指導を通じて、事務能力向上に努めております。
システムリスク	コンピュータシステムのダウン・誤作動、不備等やコンピュータを不正に利用されることによって損失を受けるリスク及び金融機関の内部管理体制の不備や災害等の外生的事象から生じる広範囲に存在するリスクのことです。	当金庫は、平成17年10月に「信金東京共同事務センター事業組合」へ加盟することにより、不測の大規模災害等に備え万全のバックアップ体制と、コンピュータシステムトラブルに即応できる体制を整備しております。
法務リスク	法令・庫内規程等に反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで、金融機関の信用失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクのことです。	信用金庫の地域社会に対する社会的責任と公共性を鑑み、コンプライアンス統括室を中心として「行動基準」を制定のうえ、朝礼、終礼等を通じて役職員の法令遵守に取り組んでおります。
風評リスク	金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評(良くない噂)の流布等によって、当金庫が損失を被るリスクのことです。	お客様からのご要望やご不満等に対して素早くお応えするための態勢整備に努めております。お取引店及び本部関連部署一体となって問題解決を図るとともに、再発防止のためのさまざまな施策等の仕組み作りに努めております。 なお、皆様に安心してお取引いただけるように、経営内容について積極的な情報開示に努めております。

リスク管理の体制

審査管理体制

実際の営業推進に携わる営業店及び本部推進部門（業務部）と融資業務の方針、統括等を行う審査部門（融資部）がそれぞれ独立性を保ちつつ、相互けん制を行うシステムとなっております。

本部においては、厳正な審査・管理体制をとり、財務分析や自己査定の結果を審査管理面に活用しているシステムを構築しており、一層の審査機能の充実を図っております。

内部監査・検査体制

当金庫の監査・検査体制は、2つの柱によって成り立っております。

一つ目は監査部が行う内部監査です。本部各部及び営業店に対して、毎年業務全般についてリスク管理態勢の有効性及び適切性についてリスク管理の状況を監査するとともに、不正・過誤を防止するため法令、規程、通達等に則り適正かつ効率的な業務が執行されているかを検証しています。

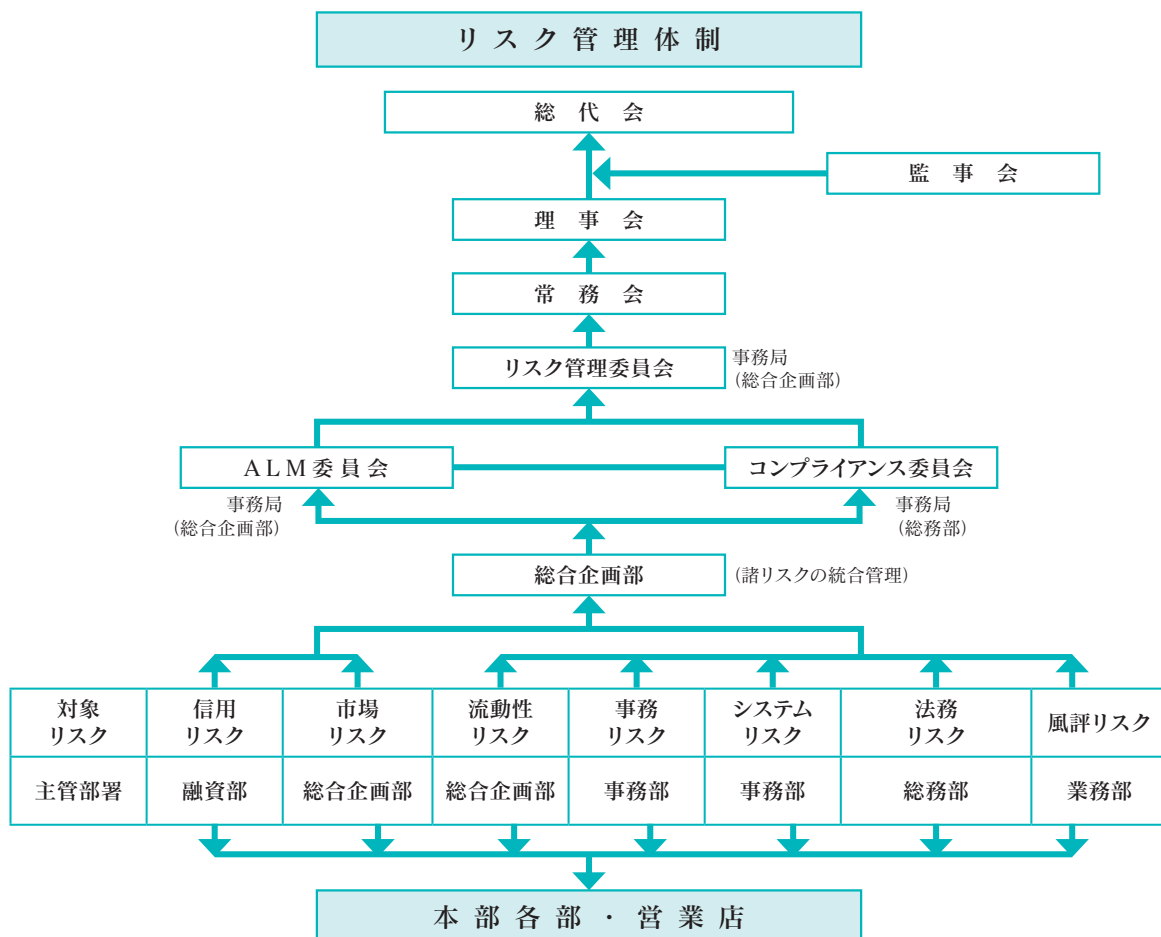
二つ目は、現物及び事務処理状況について、部店長及び管理者が毎月一回実施する「店内検査」によって事務事故を防止し、お客様の信頼に応えるべく厳格な業務運営を行っております。

自己資本管理体制

統合リスク管理室を中心に、自己資本管理体制の自己資本充実度の評価項目と統合的リスク管理体制の検証項目を一体とした検証・管理を行う体制整備に努めております。

※自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことを言います。

※「自己資本の充実の評価」とは、自己資本比率には含まれないリスク評価も相対的にとらえ経営体力（自己資本）と比較対照することによって自己資本充実度の評価を行うことを言います。



15. 法令等遵守

コンプライアンスとは

法令やルールを厳格によく守ることです。

一般的に「法令等遵守」すなわち倫理・法律等をよく守り正しい行動をとることと解釈されております。

金融業界においてコンプライアンスが重要視されるようになった背景には、バブル経済の崩壊とともに噴出した金融機関の破たんや銀行の不祥事件が続き、社会問題化したことが挙げられます。

これらの事件は規模の拡大や収益追求だけに重きを置いて、法令やルールを軽視し、社会良識に反するようなことを行なった結果といえます。

信用金庫は、相互扶助の理念に基づいて、会員制度による協同組織金融機関として地域の中小企業や国民の皆様に必要な金融サービスを提供し、その経済的発展と生活の向上や地域社会の繁栄に奉仕することを社会的使命としています。

信用金庫がその社会的使命を果たし、会員やご利用いただく方の多様なニーズに応えるきめ細かなサービスを提供し、社会の信頼を得ていくには、役職員一人ひとりが高い倫理観と使命感をもって行動しなければならないと考えています。

当金庫は、平成21年5月29日付業務改善命令に基づき、関東財務局長に「業務改善計画書」を提出し、平成21年7月27日に「コンプライアンス（法令等遵守）宣言」を行い、計画書の着実な実行による内部管理態勢の充実・強化および法令等遵守態勢の確立に役職員あがて取り組んでいます。

コンプライアンス(法令等遵守)宣言

上田信用金庫は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題と位置づけ、確固たる倫理観と誠実さに基づき、コンプライアンス強化の企業風土を確立するために以下のとおり宣言します。

1. 上田信用金庫の役職員は、お客様・会員の皆様・地域の皆様をはじめとする社会の信頼にお応えするため、コンプライアンスをすべての行動の原則とし、法令・社会的規範および庫内規程等を厳正に遵守します。
2. 上田信用金庫の役職員は、お客様との取引に際して、信用金庫法をはじめとする金融取引にかかる法令等に基づく適正な処理を行うため、これらの法令等に関する知識の向上に努めます。
3. 上田信用金庫の役職員は、お客様に関する情報の取扱いには細心の注意を払い、外部への漏洩等が発生しないよう適切に管理します。
4. 上田信用金庫の役職員は、組織内コミュニケーションを重視し、風通しの良い職場づくりに努めるとともに、コンプライアンス違反行為またはコンプライアンスに違反する疑いのある行為に対しては厳正に対処します。
5. 上田信用金庫の役職員は、反社会的勢力等に対しては常に毅然とした態度で臨み、万一、反社会的勢力等が介入してきた場合は、関連部署および警察当局等と連携し、適切な処置を実施します。

上田信用金庫は、役職員がこれに反した場合には、事実関係の調査、対応策の策定、監督当局への届出、関係者の処分、再発防止策の策定等、庫内ルールに従って必要な措置を講じます。

平成21年7月27日

上田信用金庫

理事長 小林哲哉

16. 個人情報の保護

個人情報の保護

当金庫は、個人情報の保護に関する法律に基づきお客様の個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用させていただきます。

業務内容

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

利用目的

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため
- 法令等に基づく、ご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申し込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため

- その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

法令等による利用目的の限定

- 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供致しません。
- 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保険医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供致しません。

個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答え致します。
- お客さま本人から、当金庫が保有している個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合は、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さまからの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上の通り、お客さまに関する情報の開示・訂正・利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出下さい。必要な手続きについてご案内させていただきます。

【個人情報に関する相談窓口】

上田信用金庫 総務部

住所 〒386-0014

長野県上田市材木町1-17-12

電話番号:0800-800-3508

17. 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、政府の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成22年4月1日「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、預金・貸出金・貸金庫等の規程に暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力との関係遮断を一層推進するために取組んでいます。

反社会的勢力に対する基本方針

上田信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定めます。

1. 上田信用金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 上田信用金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 上田信用金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引等の便宜供与は行いません。
4. 上田信用金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 上田信用金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

反社会的勢力を排除する更なる取組みについて

平成19年6月の政府方針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」とそれに基づく行政当局の方針、全国の都道府県での暴力団排除条例の施行などにより、信用金庫には反社会的勢力との取引解消に向けたさらなる体制整備が求められています。

当金庫においても、各種取引から反社会的勢力の排除に取り組んでいますが、今般その一環として、当局の許可を得て平成24年10月1日付で定款を変更いたしました。

これにより、下記Ⅰのいずれかに該当する者は当金庫の会員となることができません。また、会員が下記Ⅱのいずれかに該当するときは総代会の決議により除名となることがあります。

当金庫では、すでに預金取引・貸出取引等の各種約款・契約書等に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力を取引から排除する対象としておりますが、新たな措置によりさらに対応を徹底してまいります。

Ⅰ. 当金庫の会員となることができない者

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
2. 次の各号のいずれかに該当する者
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

Ⅱ. 総代会の決議により除名となることがある場合

1. 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為

加入申込書でしていただく、上記Ⅰの「1」および「2」のいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

詳しくは、上田信用金庫 総務部（☎0268-22-6260）へお問い合わせください。

18. 利益相反管理体制の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

利益相反管理体制の概要

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。



19. 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という）を営業店またはコンプライアンス統括室で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

上田信用金庫 コンプライアンス統括室

住 所：上田市材木町1丁目17番12号
フリーダイヤル：0800-800-3508
受付時間：9:00～17:00（信用金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、面談
F A X：0268-25-1814
Eメール：shinkin@ueda.ne.jp

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほか、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記コンプライアンス統括室にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日 時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、コンプライアンス統括室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直

接申し立てていただくことも可能です。

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、次の(1)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<http://www.ueda-shinkin.jp>)をご覧ください。

(1)現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、長野県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

①現地調停が利用可能な弁護士会

長野県弁護士会

住 所：長野市妻科432
電話番号：026-232-2104

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

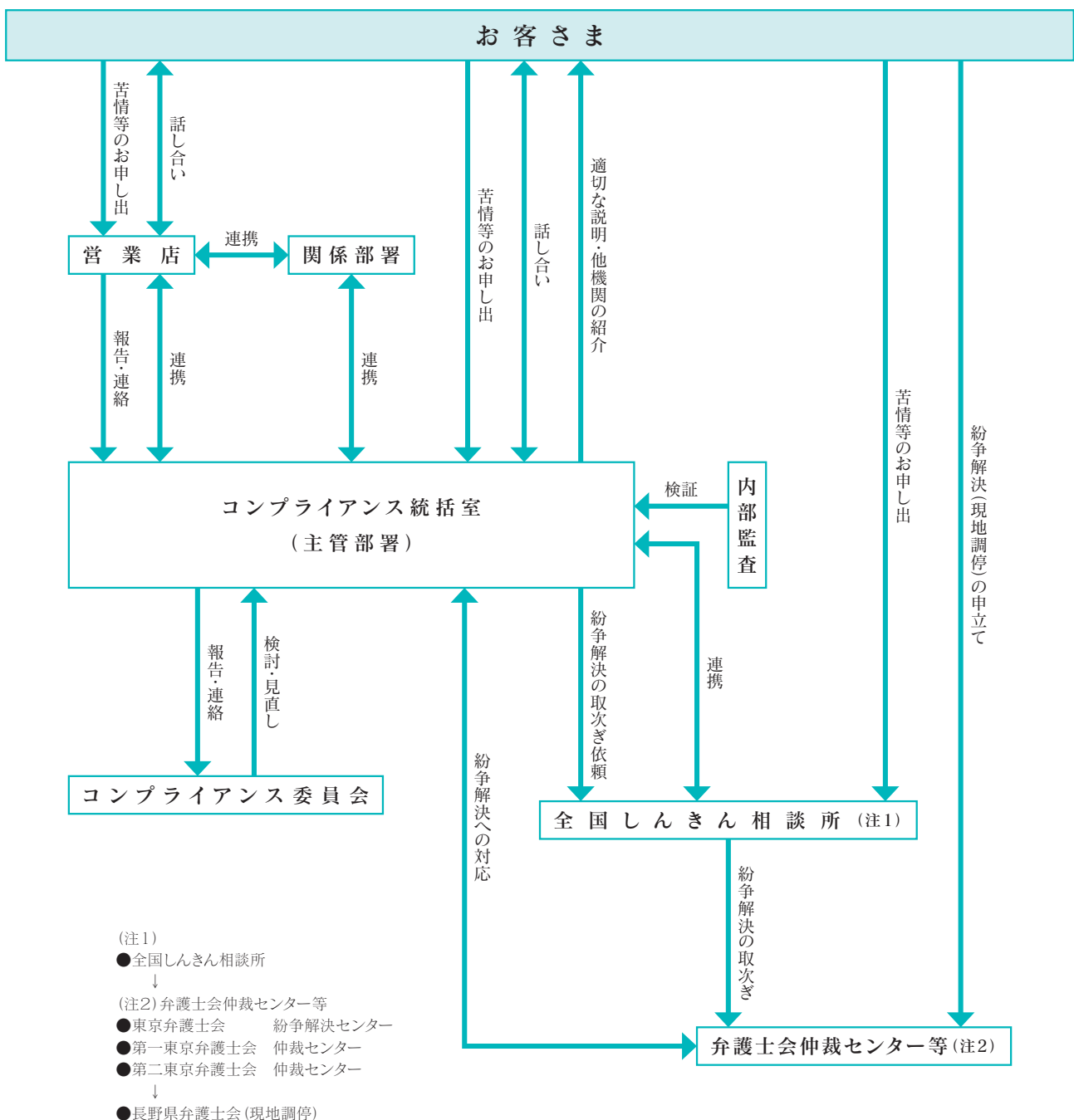
- (1)営業店および各部署に責任者をおくとともに、コンプライアンス統括室がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2)苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびコンプライアンス統括室が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適

東京三弁護士会

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

- 切な説明をコンプライアンス統括室から行います。
- (4)お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5)紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6)お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方

- の検討・見直しを行います。
- (7)苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8)苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9)お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10)苦情等への取組体制 下記表のとおりです。





常田支店

第2章 主な業務 商品等のご案内



川西支店



常磐城支店

1. 主な業務のご案内	34	③為替業務	39
1. 預金業務のご案内	34	④投資信託窓口販売業務	39
①預金商品トピックス	34	⑤保険窓口販売業務	40
②預金のご案内	35	⑥共済窓口販売業務	40
2. 融資業務のご案内	36	2. 主な手数料のご案内	41
①個人資金融資のご案内	36	3. ATMお取扱時間別手数料	44
②事業資金融資のご案内	37	4. しんきんの機構	45
③代理業務のご案内	38	5. 店舗のご案内	46
3. 各種サービスのご案内	38	6. 店舗網のご案内図	47
①主なサービス業務	38	7. 信金中金のご紹介	48
②年金相談業務	39		

1. 主な業務のご案内

1. 預金業務のご案内

お財布代わりにお手軽にご利用いただける普通預金や貯蓄預金、将来の目的にあわせての資産形成のための定期積金、お利息が有利でお得な定期預金等みなさまのニーズにあった商品を取りそろえております。

①預金商品トピックス

新たなステージを応援します!

退職金専用定期預金『黄金人生』

【商品の概要】

ご利用いただける方: 55歳以上65歳以下の方で、退職金受取後6ヶ月以内の個人のお客さま

お預け入れ金額: 100万円以上(上限2,000万円)

お預け入れ期間: 1年(自動継続でのお取扱いはできません)

適用利率:

①退職金を定期預金に預け入れただくと

店頭表示金利+0.3%優遇

②退職金を定期預金に預け入れ、

かつ当金庫口座で公的年金受取(予約含む)いただくと

店頭表示金利+0.5%優遇

特典: 退職金専用定期預金500万円以上のご成約で、年金振込指定・予約をしていただいたお客さまには、**商品券5,000円**プレゼント!

年金を当金庫でお受け取りいただいている方へ

年金優遇金利定期預金『おもいやり』

【商品の概要】

ご利用いただける方: 年金を当金庫でお受け取りいただいているお客さま

お預け入れ金額: 10万円以上200万円まで

お預け入れ期間: 1年

適用利率: **店頭表示金利+0.3%優遇**



和田森支店



自田支店

②預金のご案内

預金名	特色(内容)	
当座預金	お取引に安全で、便利な手形・小切手をご利用になれます。	
普通預金	ご自由に出し入れができ、給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払をはじめ、キャッシュサービスがご利用いただけます。	
普通預金(無利息型)	この預金はお利息が付きませんが、預金保険制度により全額保護されます。	
総合口座	一冊の通帳に普通預金、定期預金及び定期積金がセットできます。 必要な時には定期預金・定期積金残高の90%、最高500万円まで自動的に融資がご利用になれます。	
通知預金	まとまったお金の短期間の運用に最適です。	
貯蓄預金	個人のお客様限定の貯蓄性預金で、残高によって普通預金より高いお利息が付きます。 普通預金同様、出し入れ自由でキャッシュサービスもご利用いただけますが、自動受取や自動支払口座としてはご利用いただけません。	
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく専用のご預金で非課税です。	
定期預金	まとまったお金を確実に増やし、お利息の有利なご預金です。	
内 訳	期日指定定期預金	お預入れ後1年経過しますと、1か月前のご連絡で、いつでもお引き出しになれます。 1万円以上の一部お引出しも可能です。お預入れ額は300万円以下で、お利息の計算は1年複利です。
	スーパー定期	金融市場の動向により金利が決まるお得な預金です。 預入金額に応じてスーパー定期(300万円未満)・スーパー定期300(300万円以上)をご利用下さい。
	大口定期預金	1,000万円以上の大口資金の運用に適したお利息の有利な定期預金です。 金利は、預入れ時の金融動向により決まります。
	積立定期預金	いつでも自由な金額で預入でき期日指定定期で運用される預金です。
定期積金 「スーパー積金」	将来のライフプランに併せて毎月一定額をお積立いただき、満期にまとまった金額をお受け取りいただけます。 毎月5千円からご利用いただけ、金利も市場金利に連動して決められますから有利です。	
財形預金	お勤めの皆様のための商品で、給料、ボーナスからの天引きによる積立です。	
内 訳	一般財形預金	課税対象になりますが、お使いみちは自由です。財産づくりに活用いただけます。
	財形年金預金	目的が退職後のための資金づくりに限定され、お積立の元利金は年金形式で支払われます。 財形住宅預金と併せ550万円までで非課税です。
	財形住宅預金	目的が住宅の取得・増改築のための資金づくりに限定されます。 財形年金預金と併せ550万円までで非課税です。
悠々積金 (年金受給者専用)	当金庫店頭表示金利に0.2%を上乗せした有利な預金です。 1回の掛金2万円以上(2か月に1回)、積立期間2年以上からご利用でき、年金をお受取りの(偶数)月に年金受取口座から自動的にお積立致します。 ご本人のほか、配偶者の方もご利用いただけます。	
消費税専用定期積金 「納めジョーズ」	消費税を納付される法人及び個人事業主の方を対象とした、消費税専用の定期積金です。 「納めジョーズ」を契約された方に限り、消費税特別融資制度がご利用いただけます。	

2. 融資業務のご案内

地域金融機関として、地元でお預かりした資金は地元の皆様に有効にご活用いただける資金をご融資いたします。

①個人資金融資のご案内

個人の皆様には、住宅資金、入学・進学資金、マイカー購入資金等豊かな生活実現のためにご利用いただいております。

ご融資名	資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間	保証会社	
住 宅	しんきん 新型住宅ローン	住宅の新築、購入、住宅建築用土地購入、増改築、 他行住宅資金の借換のにご利用いただけます。	6,000万円以内	35年以内	全国保証(株)
	無担保住宅借換ローン 「住まいの換え得」	住宅資金の借換を無担保でご利用できます。	1,500万円以内	20年以内	(株)ジャックス
	しんきん リフォームプラン	住まいのリフォームから太陽光発電システム・車 庫や門扉の設置、造園工事等幅広くご利用いた だけます。	1,000万円以内	15年以内	(一社)しんきん 保証基金
	しんきん リフォームプラン・エコ	太陽光発電システム、エコ関連設備等、エコリ フォームにご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内	(一社)しんきん 保証基金
	らくらくくん 新型リフォームローン	住まいのリフォームや太陽光発電システム設置、 介護機器購入などにご利用いただけます。 ローン返済サポート保険付です。	1,000万円以内	20年以内	(株)ジャックス
車	しんきんカーライフ プラン	自家用車やオートバイの購入、車検・修理費用、 運転免許取得費用、自動車ローン(消費者金融か らは除く)の借換にもご利用いただけます。	500万円以内	8年以内	(一社)しんきん 保証基金
	しんきんカーライフ プラン・エコ	エコカー(新車)購入資金を低利でご利用いた だけます。	500万円以内	8年以内	(一社)しんきん 保証基金
	らくらくくん マイカーローン (ロードサービス付)	自家用車の購入、車検・修理費用、自動車ローン (事業性除く)の借換にご利用いただけます。 24時間安心のロードサービス付です。	500万円以内	8年以内	(株)ジャックス
教 育	しんきん 教育プラン	大学、大学院、短大、専修学校等へ納付する入学 金、授業料、下宿費用(家賃等)にお使いいた だけます。	500万円以内	10年以内	(一社)しんきん 保証基金
	らくらくくん 教育ローン	大学、大学院、短大、専修学校等へ納付する入学 金、授業料、下宿費用(家賃)等のほか、教育資 金の借換にもお使いいただけます。	500万円以内	13年以内	(株)ジャックス
	しんきん 教育カードローン	お子様の在学期間中は、ATM利用で必要な時 だけ限度内で教育資金を繰り返しご利用いた だけます。	300万円以内	最長11年 8ヶ月以内	(株)ジャックス
お 使 い み ち に 応 じ て	しんきん 多目的ローン	家電・家具等の物品購入、冠婚葬祭費用、医療、 レジャー・旅行費用等幅広くお使いいただけます。	500万円以内	8年以内	(一社)しんきん 保証基金
	住宅サポート フリーローン	当金庫で住宅ローンを利用されているお客様 専用で、原則お使いみちは自由です(事業性資 金・消費者金融系の借入金の借換は除く)。	200万円以内	10年以内	(株)ジャックス
フ リ ー ロ ー ン	快速! なんでも応援団	お使いみち自由です。他社からのお借入のおま とめにもご利用いただけます。	300万円以内	7年以内	(株)クレディ セゾン
	しんきん あんしんローン	お使いみち自由です(但し、事業資金、借入金返 済資金を除く)。	300万円以内	7年以内	(株)ジャックス

ご融資名	資金のお使いみち	ご融資額	ご融資期間	保証会社	
カードローン	しんきんカードローン	お使いみち自由です(事業資金除く)。カードでいつでも何回でもお借入いただけます。	極度額/10万円・20万円・30万円・40万円・50万円	3年間 (自動更新)	(一社)しんきん保証基金
	カードローン らく太郎ワイド「暖」	お使いみち自由です(事業資金除く)。カードでいつでも何回でもお借入いただけます。	極度額/30万円・50万円・70万円・100万円・200万円・300万円	2年間 (自動更新)	(株)ジャックス
	カードローンしんきん きゃっする500	お使いみち自由です(事業資金除く)。カードでいつでも何回でもお借入いただけます。	ご利用限度額 10万円～500万円	5年間 (自動更新)	信金ギャランティ(株)

②事業資金融資のご案内

事業者の皆様には、運転資金、設備資金をはじめ、政府系資金、信金中央金庫等の代理貸付を通じ、事業の安定・拡大を支援しております。

融資名	資金のお使いみち
一般のご融資	手形割引……一般商業手形の割引を致します。 手形貸付……仕入れ資金など短期運転資金をご融資致します。 証書貸付……設備資金など長期の資金需要にお応え致します。 当座貸越……契約金額まで当座決済資金をご融資致します。
流動資産担保融資	売掛債権、棚卸資産を担保にご利用いただけます。(信用保証協会の保証付)
各種制度融資	長野県・各市町村の各種制度資金をお取扱致します。(信用保証協会の保証付)
法人会ローン	法人会会員様専用のローンです。 運転資金を500万円まで、担保・第三者保証不要にてご利用いただけます。
創業支援資金 「サポート未来」	創業または新事業進出のための支援資金としてご利用いただけます。 運転資金・設備資金を300万円まで、担保は原則不要です。
再生支援資金 「バックアップ500」	企業再生のための支援資金としてご利用いただけます。 運転資金・設備資金を500万円まで、担保は原則不要です。
事業者カードローン	信用保証協会の保証を受けられる法人及び個人事業主の皆様にご利用いただけるカードローンです。
しんきんNPOローン	特定非営利活動促進法に基づく認証を受け登録されているNPO法人がご利用いただけます。 ご融資金額は500万円以内、ご融資期間は5年以内です。



③代理業務のご案内

	業務内容
信金中央金庫	信用金庫の会員であれば、個人・法人を問わずにご利用いただけます。
(株)日本政策金融公庫 (中小企業事業)	個人・法人の事業資金にご利用いただけます。
(株)日本政策金融公庫 (国民生活事業)	個人・法人の事業資金にご利用いただけます。 生活衛生貸付は、飲食店・理容・美容・旅館・浴場等の事業資金にご利用いただけます。 お子様の教育資金や、恩給・共済年金受給者へのご融資を取り扱っております。
(独)住宅金融支援機構	旧住宅金融公庫の解散に伴い、承継債権の管理・回収業務を行っております。
(独)福祉医療機構	病院・診療所・歯科・その他医療・福祉機関の皆さまにご利用いただけます。 年金受給の方が、年金受給権を担保とする貸付資金もご利用いただけます。(厚生年金・共済年金を除く) 年金資金運用基金の解散に伴い、被保険者住宅資金融資の承継債権管理回収業務を行っております。
(独)中小企業 基盤整備機構	小規模企業共済、中小企業倒産防止共済の契約を受付しております。 契約者で、登録名簿に記載されている皆さまは、貸付制度をご利用いただけます。
(独)勤労者退職金 共済機構	中小企業退職金共済の契約、建設業退職金共済の証紙販売業務、両共済の退職金支払業務を取り扱っております。



※その他 農林漁業信用基金

3. 各種サービスのご案内

①主なサービス業務

その他様々なサービスをご提供しておりますので、詳しくはしんきん窓口にお問い合わせください。

サービス名	サービス内容等
しんきん電子記録債権サービス	電子記録債権法に基づきでんさいネットを利用して提供する新しい決済サービスです。 電子記録債権は、インターネット(PC)等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録をすることで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができます。
公共料金などの自動支払	電気・ガス・水道・電話・NHK受信料などの公共料金や、税金・授業料・保険料・クレジット代金の支払いなどは、一度お手続きいただくと、あとはご指定の口座から自動的にお支払いします。
給与・年金・配当金などの自動受取	給与・年金・配当金などが、お客様の口座に自動的に振り込まれます。 早く安全ですし、振り込まれた日からお利息が付きキャッシュカードでお引き出しできますから、有利でお得です。
内国為替	当金庫の本支店はもちろん、全国各地の信用金庫、銀行へのお振込や小切手・手形のお取立てを確実にしかもスピーディにお取扱いします。
自動振込サービス	毎月一定日に一定の金額を自動的にご指定の口座にお振込します。 学費の振込や家賃・駐車場料金のお支払などにご利用いただけます。
自動集金サービス	定期的に、当金庫が集金先の預金口座から売掛金や会費などを引落とし、お客様の口座へ自動的に入金致します。 集金事務の効率化のお役に立てるサービスです。
学校集金サービス	小中学校または高校などの給食費・学級費など学校における毎月の集金業務を代わって保護者の口座より自動集金します。 学校や保護者の皆さまのお役に立てるサービスです。
テレサービス	オフィスやご自宅の端末(専用)やパソコンのソフトを利用してお振込などの資金移動やお取引内容の照会ができる便利なサービスです。 なお、振込手数料も、通常のお振込よりお得になっています。
法人・個人向けインターネットバンキング	オフィスやご自宅のパソコンから、当金庫のインターネットホームページを経由して、残高・取引明細の照会、お振込ができます。 個人向けは、携帯電話(NTTドコモ、au、ソフトバンク)からもご利用いただけます。

サービス名	サービス内容等	
キャッシュカードサービス	キャッシュカードをお持ちいただくと、お預入れ、お引出しにハンコや通帳はいりません。閉店後や土曜・日曜もご利用いただけ、しかも全国ネットです。生体認証(手のひら静脈)付キャッシュカードは、手のひら静脈でご本人を確認するため安心してご利用いただけます。	
ATM振込サービス	振込依頼書に記入する手間が省けるとともに、手数料もお得です。	
マルチペイメントサービス (pay-easy)	税金等の料金支払が、当金庫のインターネットバンキングサービスを利用して払込することが可能なサービスです。	
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードでお買物の精算ができるサービスです。右のマークがあるお店でご利用いただけます。(ローソンを含む)	
貸金庫	大切な書類や貴重品を火災や盗難からお守りします。	
夜間金庫	会社や商店の売上金などをその日のうちに安全にお預かりします。当金庫の営業時間外や休日にもご利用いただけます。	
保護預り	国債などをお預かりし、元利金を期日にご指定の口座へ入金致します。	
外貨宅配サービス	海外へ旅行、出張されるお客様に、外国通貨をご指定の場所まで宅配業者がお届け致します。	
「toto」の払戻業務	「スポーツ振興くじtoto」の当選金がお受取りになれます。(取扱店:本店営業店、原町支店、小諸支店、中込原支店)	
携帯電子マネーチャージサービス	お客様の預金口座から、携帯電話の「おサイフケータイ」にその場でチャージ(入金)できるサービスです。(楽天Edyのチャージが可能です)	

②年金相談業務

年金のことなら何でも相談できる「年金相談室」において、専門スタッフが定期的に各店舗を巡回のうえ、お客様からのご相談を承っております。(11ページを参照願います。)

③為替業務

全国の金融機関をオンラインで結ぶネットワークにより、振込、送金、代金取立などの為替サービスを迅速かつ確実に取り扱っております。

④投資信託窓口販売業務

お客さまの多様化する資産運用ニーズにお応えるため、投資信託の窓口販売業務をおこなっております。わかりやすく、選びやすいファンドを厳選しており、バランスのとれた品揃えにより、お客さまのライフプランに合わせた商品をお選びいただけます。

(平成25年3月現在)

しんきんの投資信託ラインナップ		運用会社	
外国債券型	DIAM高格付インカム・オープン(愛称:ハッピークローバー)	毎月決算コース	DIAMアセットマネジメント
	グローバル・ソブリン・オープン	毎月決算型	国際投信投資顧問
国内外バランス型	しんきんグローバル6資産ファンド	毎月決算型	しんきんアセットマネジメント投信
	ダイワ資産分散インカムオープン(愛称:D51)	奇数月決算型	大和証券投資信託
国内株式型	しんきんインデックスファンド225		しんきんアセットマネジメント投信
	しんきん好配当利回り株ファンド		しんきんアセットマネジメント投信
不動産投資信託型	しんきんリートオープン	毎月決算型	しんきんアセットマネジメント投信
	三井住友・グローバル・リート・オープン(愛称:世界の大家さん)		三井住友アセットマネジメント

⑤保険窓口販売業務

個人年金保険、がん・医療保険、学資保険、シニアクラブ、住宅ローン関係の長期火災保険の窓口販売業務を行っております。

保険種類	保険商品名	引受保険会社
個人年金保険(定額)	しんきんらいふ年金FS〈一時払型〉	フコクしんらい生命保険株式会社
	しんきんらいふ年金FS〈積立型〉	フコクしんらい生命保険株式会社
個人年金保険(変額)	しんきんらいふ年金S〈投資型〉 たのしみVAプラス〈積立型〉	住友生命保険相互会社
医療保険	新 EVER	アメリカンファミリー生命保険会社
	もっとやさしい EVER	アメリカンファミリー生命保険会社
がん保険	生きるためのがん保険 Days(デイズ)	アメリカンファミリー生命保険会社
住宅ローン関連の 長期火災保険	融資住宅用火災保険	幹事 株式会社損害保険ジャパン
	しんきんグッドすまいる (住まいのお守り ほーむジャパン)	引受 共栄火災海上保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社
学資保険	アフラックの夢みるこどもの学資保険	アメリカンファミリー生命保険会社
傷害保険	シニアクラブ(年金受給者商品)	共栄火災海上保険株式会社
一時払終身保険	しんきんらいふ終身FS	フコクしんらい生命保険株式会社
	しんきんらいふ終身S ふるはーとW	住友生命保険相互会社

⑥共済窓口販売業務

傷害共済の窓口販売業務を行っております。

種 類	商品名	引受協同組合
共 済	傷害共済	長野県福祉共済協同組合

■金融商品にかかる勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明を致します。
2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正に判断していただくために、当該商品の重要事項について説明を致します。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

金融商品の販売等にかかる勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

2. 主な手数料のご案内

平成25年7月1日現在（すべて税込）

■ 為替手数料

種 類			3万円未満	3万円以上	
窓口利用(電信・文書)	当金庫同一店内あて		1件	無 料	210円
	当金庫本支店あて	会 員	1件	105円	315円
		会 員 外	1件	210円	420円
	県内信用金庫あて		1件	210円	420円
	他金融機関あて	会 員	1件	525円	735円
会 員 外		1件	630円	840円	
ATM利用 (※1)	当金庫同一店内あて		1件	無 料	
	当金庫本支店・ 県内信用金庫あて	カ ー ド	1件	105円	210円
		現 金	1件		315円
	他金融機関あて	カ ー ド	1件	315円	525円
現 金		1件	420円	630円	
テレサービス(※2) インターネットバンキング (法人)	当金庫同一店内あて		1件	無 料	
	当金庫本支店・県内信用金庫あて		1件	105円	315円
	他金融機関あて		1件	420円	630円
インターネットバンキング (個人)	当金庫同一店内・当金庫本支店あて		1件	無 料	
	県内信用金庫あて		1件	105円	210円
	他金融機関あて		1件	210円	
自動振込	当金庫同一店内あて		1件	52円	
	当金庫本支店あて	会 員	1件	105円	315円
		会 員 外	1件	210円	420円
	県内信用金庫あて		1件	210円	420円
	他金融機関あて		1件	525円	735円
税金等払込手数料	上田市・東御市・小諸市・佐久市・軽井沢町・長和町・御代田町・青木村・小海町・佐久穂町・立科町・川上村・北相木村・南牧村・南相木村		1件	無 料	
	上記以外の県内の地公体		1件	210円	420円
	県外の地公体		1件	525円	735円

(※1) 時間帯・カードの種類によって、別途手数料がかかる場合があります。(※2) アンサー・一括データ伝送・FAX振込をいいます。

■ 代金取立手数料

地 域			金 額	
同一店内・同一交換所内			1通	無 料
上田 ⇄ 佐久 交換所内	当金庫	会 員	1通	315円
		会 員 外	1通	420円
	他金融機関	会 員	1通	420円
		会 員 外	1通	630円
県内信用金庫	集中取立	1通	420円	
	個別取立	1通	630円	
上記以外	集中取立	1通	630円	
	個別取立	1通	840円	

※個別取立で至急扱いを要する場合は、速達郵便料を申し受けます。

■ その他の手数料

種 類	金 額	
振込・送金組戻手数料(※)	1通 630円	
不渡手形返却料(※)	1通 630円	
取立手形組戻料(※)	1通 630円	
旅館券取立手数料(※)	1通 630円	
独立行政法人 日本学生支援機構	1枚 30円	
COM閲覧	1枚 20円	
取引明細発行	当座・普通預金の入金を伴う場合	1通 210円
	上記以外	1枚 20円

※速達で郵送する場合は、速達郵便料を申し受けます。

インターネットバンキング等関係手数料

種 類			金 額
インターネットバンキング	個人	基本料(月額)	1 契約 無 料
		ワンタイムパスワード利用料(月額)	1 契約 105円
	法人	加入料(契約時)	1 契約 1,050円
		基本料(月額)	1 契約 2,100円
テレサービス	アンサーサービス基本料(月額)		1 契約 1,050円
	一括データデータ伝送サービス基本料(月額)		1 契約 1,050円
	FAX振込サービス基本料(月額)		1 契約 1,050円

当座関連手数料

種 類		署名鑑印刷なし	署名鑑印刷あり
小切手帳(1冊50枚綴り)	1 冊	630円	735円
約束手形帳(1冊50枚綴り)	1 冊	840円	945円
為替手形帳(1冊25枚綴り)	1 冊	420円	472円
署名鑑新規登録・変更手数料	1 回	5,250円	
マル専当座預金	口座開設手数料	1 通	3,150円
	手形用紙	1 枚	525円
自己宛小切手(1枚あたり)	1 枚	525円	

通帳、カード等発行・再発行手数料

種 類			新規発行	再発行
通帳・証書・契約の証	1冊・1枚		無 料	1,050円
ICキャッシュカード	個 人	1 枚	無 料	1,050円
	法 人	1 枚	1,050円	1,050円
キャッシュカード	個 人	1 枚	無 料	1,050円
	法 人	1 枚	無 料	1,050円
生体認証キャッシュカード(個人)	1 枚	無 料	無 料	1,050円
各種ローンカード	1 枚	無 料	無 料	1,050円
出資証券	1 枚	無 料	無 料	525円

※磁気・ICの読み込み不能、罹災、名義変更・移管による再発行は、無料となります。

証明書発行手数料

種 類			金 額	
残高証明書	当庫制定用紙	発行区分 ごと 1組につき	自動発行420円	都度発行630円
	お客様指定の用紙		630円(※1)	
	監査法人からの依頼		2,100円	
上記以外の証明書	1 通	630円		
融資証明書	1 通	3,150円		
株式払込保管証明書	1 通	払込総額3/1,000 + 消費税		

(※1) 英文による残高証明書が含まれます。

貸金庫・夜間金庫利用料

種 類			金 額
貸金庫 (6ヶ月)	有人型	1 契約	2,625円
	無人型	1 契約	5,250円
	カード再発行手数料	1 枚	1,050円
	鍵再発行手数料	1 個	実 費
夜間金庫	基本料金	1 契約	12,600円(6ヶ月)
	入金鞆紛失・毀損	1 個	1,050円
	入金鞆正鍵紛失・毀損	1 個	1,050円
	外扉鍵紛失・毀損	1 個	1,050円

融資関係手数料

種類・内容			金額	
不動産担保	新規設定	1契約	21,000円(※1)	
事業性(証貸)・個人ローン	全部繰上償還	1件	5,250円(※2)	
	条件変更	1件	5,250円(※2)	
住宅ローン	新規実行	1件	15,750円	
	全部繰上償還	全国保証付保	1件	31,500円
		上記以外	1件	5,250円
	条件変更	1件	5,250円(※2)	
金銭消費貸借契約証書(カードローンを除く)		1件	50円	
融資専用約束手形用紙代		1件	30円	

(※1) 住宅ローンを含む個人ローンの設定及び追加設定、解除、変更等は除きます。

(※2) 残高5百万円以上かつ実行後半年経過、1件毎の手数料です。

両替手数料等

	受取・持込合計枚数	金額
窓口利用(※1)	1～ 100枚	無 料
	101～ 300枚	105円
	301～ 500枚	210円
	501～1,000枚	315円
	1,001枚以上	1,000枚毎に315円加算
両替機	1～ 100枚	無 料
	101～ 500枚	100円
	501～1,000枚	200円
	1,001枚以上	1,000枚毎に300円加算
金種指定払戻 紙幣・硬貨(※2)	1～ 100枚	無 料
	101～ 300枚	105円
	301～ 500枚	210円
	501～1,000枚	315円
	1,001枚以上	1,000枚毎に315円加算

(※1) お客様が持ち込まれるあるいは持ち出される硬貨・紙幣の合計枚数を基準とします。

(※2) 毎月の給与払い戻しは、無料です。

個人情報開示手数料

店頭受取	一律	525円
郵送受取	一律	840円

※別途、証明書発行手数料(1通あたり630円)が必要となります。

3. ATM お取扱時間別手数料

平成25年7月1日現在 (すべて税込)

お取引種類	お支払			お預入			お振込 ^(※1)						
	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料	曜日	時間帯	手数料				
上田信用金庫のカード	曜日	8:00~ 8:45	105円	曜日	8:00~21:00	0円	曜日	8:00~ 8:45	105円				
		平日	8:45~18:00					0円	平日	8:45~18:00	0円		
			18:00~21:00					105円		平日	18:00~21:00	105円	
	土曜	9:00~14:00	0円	土曜	9:00~19:00	0円	土曜	9:00~14:00	0円				
		14:00~19:00	105円		日・祝	9:00~19:00		0円	日・祝	14:00~19:00	105円		
	9:00~19:00	105円						9:00~19:00		105円			
全国信用金庫のカード	曜日	8:00~ 8:45	105円	曜日	8:00~ 8:45	105円	曜日	8:00~ 8:45	105円				
		平日	8:45~18:00							0円	平日	8:45~18:00	0円
			18:00~21:00							105円		平日	18:00~21:00
	土曜	9:00~14:00	0円	土曜	9:00~14:00	0円	土曜	9:00~14:00	0円				
		14:00~19:00	105円		日・祝	14:00~19:00		105円	日・祝	14:00~19:00	105円		
	9:00~19:00	105円						9:00~19:00		105円			
八十二銀行のカード ^(※2)	曜日	8:00~ 8:45	105円	曜日	お取扱い できません	—	曜日	8:00~ 8:45	105円				
		平日	8:45~18:00							0円	平日	8:45~18:00	0円
			18:00~21:00							105円		平日	18:00~21:00
	土曜	9:00~17:00	105円	土曜	9:00~17:00	105円	土曜	9:00~17:00	105円				
		9:00~17:00	105円		日・祝	9:00~17:00		105円	日・祝	9:00~17:00	105円		
銀行等提携のカード ^(※2)	曜日	8:00~ 8:45	210円	曜日	8:00~ 8:45 ^(※3)	210円	曜日	8:00~ 8:45	210円				
		平日	8:45~18:00							105円	平日	8:45~18:00 ^(※3)	105円
			18:00~21:00							210円		平日	18:00~21:00 ^(※3)
	土曜	9:00~14:00	105円	土曜	9:00~14:00 ^(※3)	105円	土曜	9:00~14:00	105円				
		14:00~17:00	210円		日・祝	14:00~17:00 ^(※3)		210円	日・祝	14:00~17:00	210円		
	9:00~17:00	210円						9:00~17:00		210円			
ゆうちょ銀行のカード	曜日	8:00~ 8:45	210円	曜日	お取扱い できません	—	曜日	お取扱い できません	—				
		平日	8:45~18:00							105円	平日	8:45~18:00	105円
			18:00~21:00							210円		平日	18:00~19:00
	土曜	9:00~14:00	105円	土曜	お取扱い できません	—	土曜	お取扱い できません	—				
		14:00~17:00	210円							日・祝	9:00~17:00	210円	日・祝
	9:00~17:00	210円											

(※1) 記載の手数料の他に振込先および金額に応じて振込手数料が掛かります。

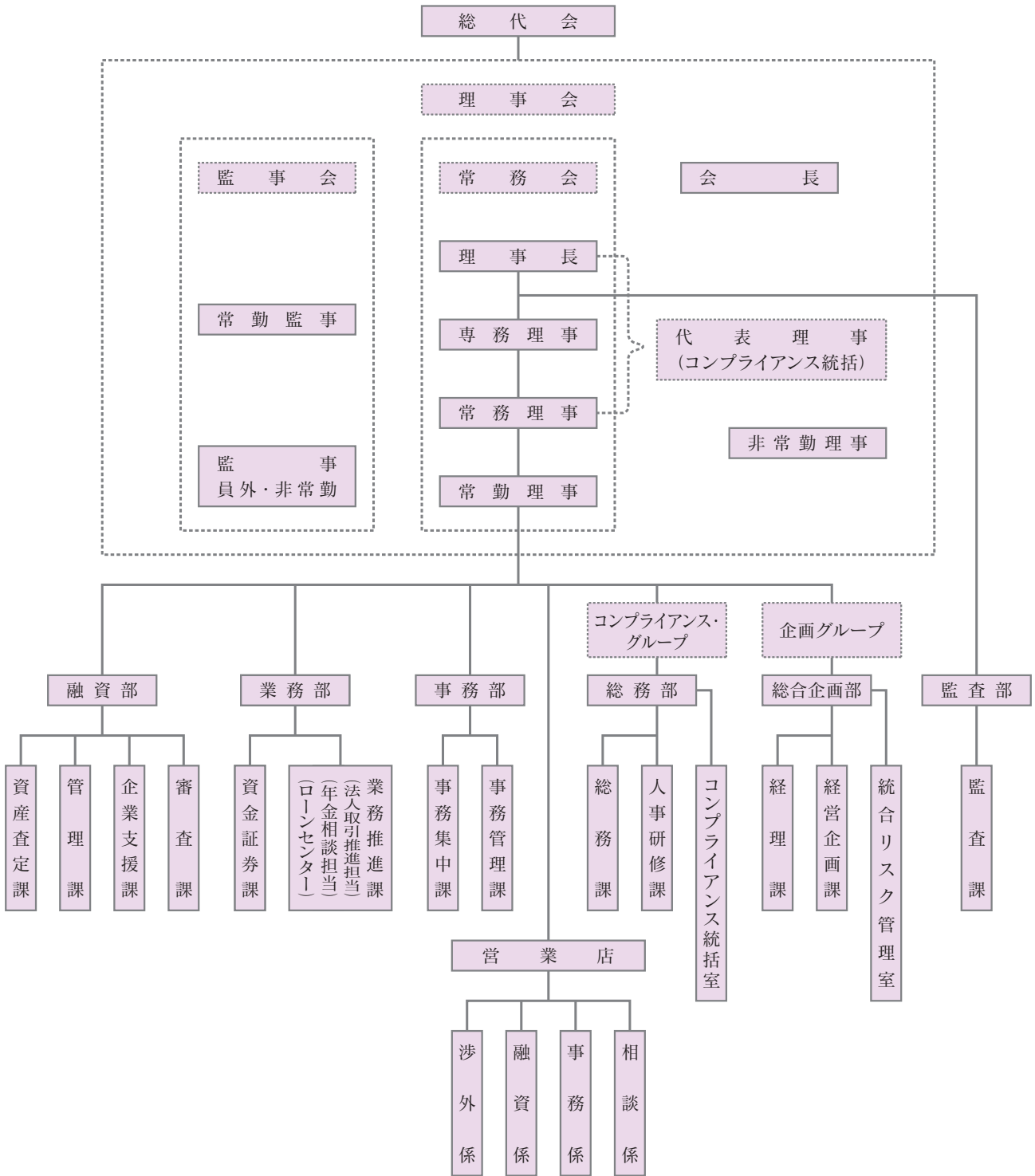
(※2) 法人カードによるお取扱いはできません。

(※3) 第二地銀、信用組合、労働金庫のうち、一部の金融機関のカードがご利用いただけます。

※この手数料は、当金庫のATMをご利用の場合であり、他金融機関のATMをご利用の場合は、その金融機関の所定の手数料が必要となります。

※この表のご利用時間帯は最長のお取扱い時間であり、それぞれのATMにより開始・終了の時間が異なります。

4. しんきんの機構



役員

(平成25年7月1日現在)

理事長	小林哲哉	理事 (非常勤)	小嶋修一
専務理事	金森文	理事 (非常勤)	武丸昌樹
常務理事	小増中	監事 (常勤)	丸山益
常勤理事	高島浩俊	監事 (非常勤)	丸山川捷
常勤理事	高橋喜彦	監事 (非常勤)	藤原四

5. 店舗のご案内

■上田信用金庫本支店

(平成25年7月1日現在)

地区	店舗名	住所	電話番号	AED設置	夜間金庫	貸金庫	両替機	キャッシュコーナー	
								休日稼働	平日利用時間
上田市	本店営業店・川原柳支店	上田市材木町1丁目17番12号	(0268) 22-6262	○	○	○	○	土・日・祝	8:00~21:00
	しんきんローンセンター	上田市材木町1丁目17番12号(本店営業店内)	(0268) 29-6160	—	—	—	—	—	—
	駅前支店	上田市天神1丁目6番13号	(0268) 22-2485	—	○	—	○	土・日・祝	8:00~20:00
	大屋支店	上田市大屋468番地1	(0268) 35-0361	—	○	○	—	土・日・祝	8:00~20:00
	丸子支店	上田市上丸子1015番地1	(0268) 42-2841	○	○	—	—	土・日・祝	8:00~20:00
	常磐城支店	上田市中央西2丁目4番2号	(0268) 24-3434	—	○	○	—	土・日・祝	8:00~20:00
	常田支店	上田市常田2丁目15番17号	(0268) 25-1810	—	○	—	—	土・日・祝	8:00~21:00
	塩田支店	上田市本郷766番地5	(0268) 38-7365	—	○	—	—	土・日・祝	8:00~20:00
	神科支店	上田市住吉287番地4	(0268) 25-3737	—	○	—	○	土・日・祝	8:00~20:00
	城南支店	上田市中之条389番地7	(0268) 23-6550	—	○	—	—	土・日・祝	8:00~20:00
	真田支店	上田市真田町長7166番地8	(0268) 72-4111	—	○	—	—	土・日・祝	8:00~20:00
	川西支店	上田市小泉716番地5	(0268) 26-7755	—	○	—	—	土・日・祝	8:00~20:00
	よだくぼ支店	上田市武石沖202番地3	(0268) 85-0300	—	○	—	—	土・日・祝	8:00~20:00
	原町支店	上田市中央3丁目2番17号	(0268) 28-7511	—	○	○	○	土・日・祝	8:00~20:00
東御市	東部町支店	東御市常田580番地6	(0268) 64-3545	○	○	—	—	土・日・祝	8:00~21:00
佐久市	岩村田支店	佐久市岩村田810番地5	(0267) 67-3345	○	○	—	○	土・日・祝	8:00~21:00
	野沢支店	佐久市原563番地12	(0267) 62-1127	—	—	—	—	土・日・祝	8:00~20:00
	中込原支店	佐久市中込3089番地8	(0267) 63-1080	—	—	—	—	土・日・祝	8:00~20:00
小諸市	白田支店	佐久市白田112番地1	(0267) 82-7070	—	○	—	—	土・日・祝	8:00~20:00
	小諸支店	小諸市大手2丁目1番12号	(0267) 22-2233	○	○	—	○	土・日・祝	8:00~20:00
御代田町	和田森支店	小諸市大字和田966番地133	(0267) 25-0678	—	○	—	—	土・日・祝	8:00~20:00
	御代田支店	北佐久郡御代田町大字御代田2427番地4	(0267) 32-3455	—	○	—	○	土・日・祝	8:00~20:00
軽井沢町	軽井沢支店	北佐久郡軽井沢町大字長倉2984番地1	(0267) 46-0331	—	○	—	—	土・日・祝	8:00~20:00

※土曜日・日曜日・祝日は9時~19時までご利用できます。

■店舗外キャッシュサービスコーナー

地区	店外キャッシュコーナー	平日ご利用時間	土・日・祝日稼働の有無
上田市	上田市役所	9:00~18:00	ご利用いただけません
	川原柳出張所	9:00~20:00	○
	ザ・ビッグしおだ野店	9:00~21:00	○
	西友三好町店	9:00~20:00	○
	やおふく古里店	8:45~20:00	○
小諸市	西友小諸小原店	9:00~20:00	○

※土曜日・日曜日・祝日は9時~19時までご利用できます。

※セブン銀行ATM(一部メンテナンス時間を除き24時間)ならびに、ゆうちょ銀行・イオン銀行ATM(平日8:00~21:00、土・日・祝日9:00~17:00)、ビューアルツテ(駅のATM:稼働時間最長4:00~2:00)で当金庫キャッシュカードがご利用いただけます。(注):セブン銀行・イオン銀行・ビューアルツテは個人のお客様のみです。

地区	店外キャッシュコーナー	平日ご利用時間	土・日・祝日稼働の有無
佐久市	西友岩村田相生店	9:00~20:00	○
	佐久市工場団地	8:45~18:00	ご利用いただけません
御代田町	イオンモール佐久平店	9:00~21:00	○
	小田井(ピコ内)	8:45~20:00	○
軽井沢町	軽井沢町役場	8:45~18:00	ご利用いただけません

■付帯施設ご案内

しんきんイベントホール・ギャラリー

芸術文化活動の支援と育成を目的として、開館しております。尚、当ホールにAEDを設置しております。



イベントホール



ギャラリー

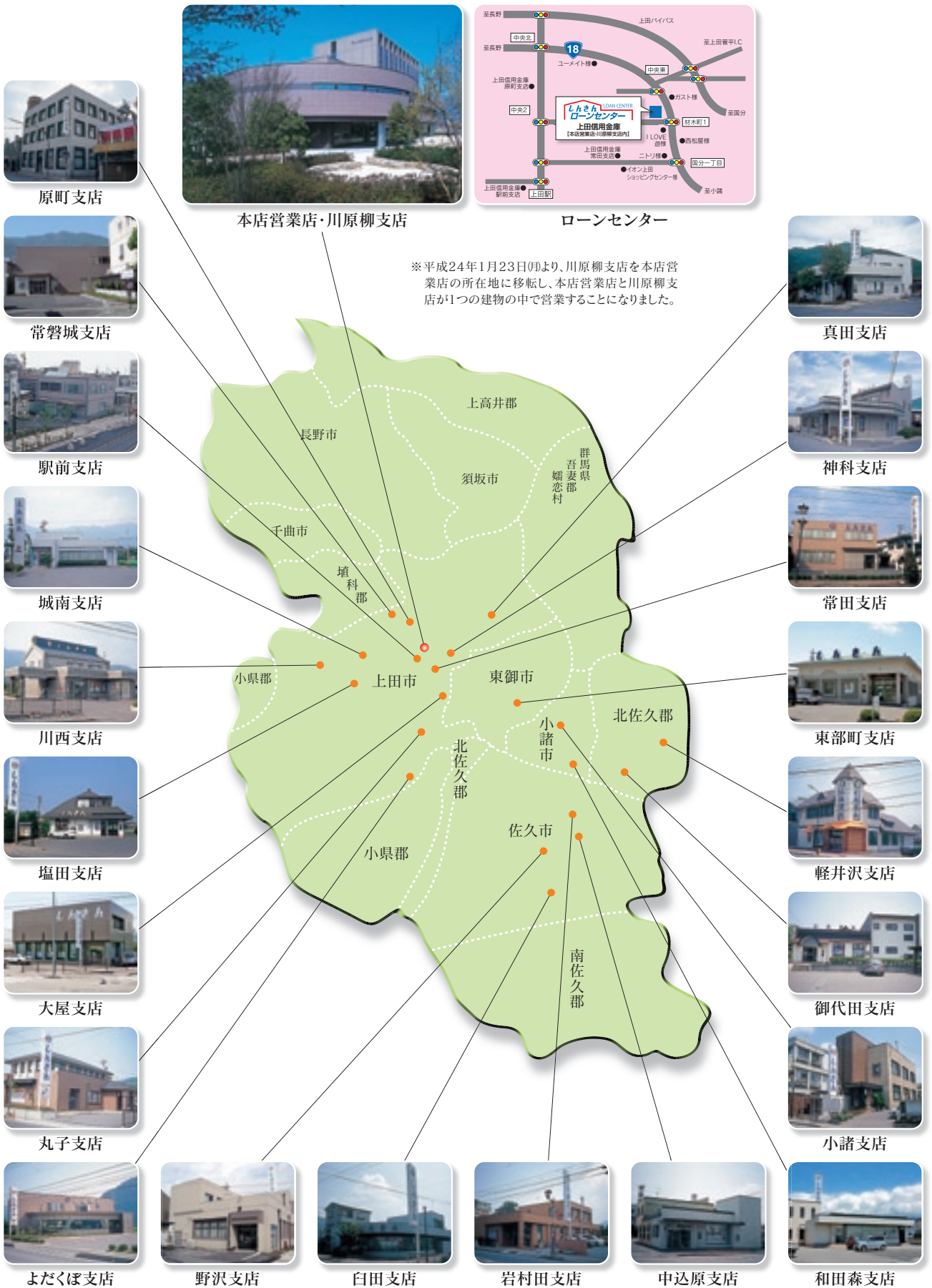
お問い合わせ：総務課 TEL.0268-22-6260

AED設置店舗

上記店舗にAED機器を設置し、もしもの時にご利用いただけるようになっております。使用方法は設置店の職員にお聞き下さい。



6. 店舗網のご案内図



7. 信金中央金庫のご紹介



信金中央金庫

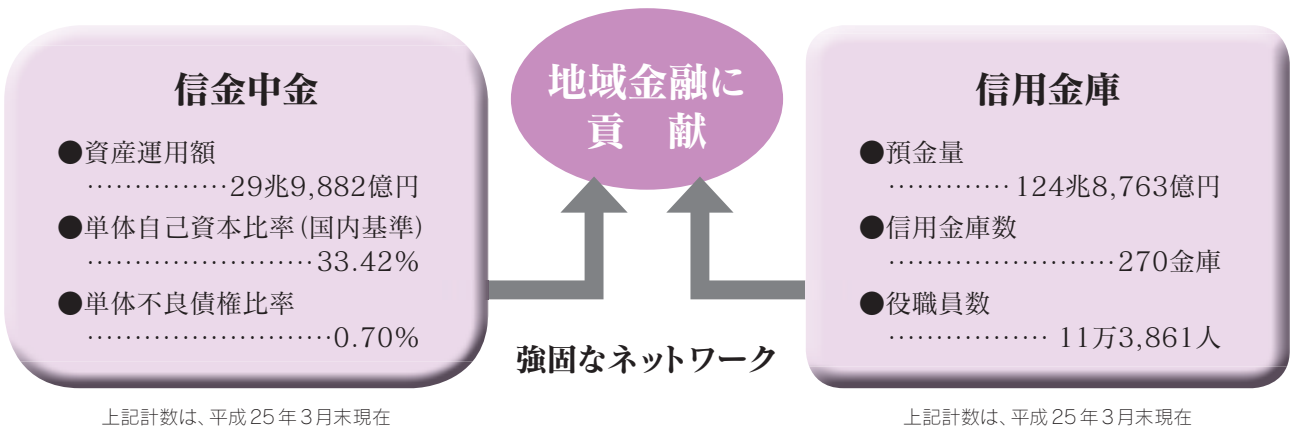
Shinkin Central Bank

～信用金庫のセントラルバンク～

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫の中央金融機関」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、資金調達額は、信用金庫から預け入れられた預金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて28兆4,914億円（平成25年3月末残高）、総資産は30兆1,848億円（同）にのぼっています。

このように、信金中金は、わが国有数の規模を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。



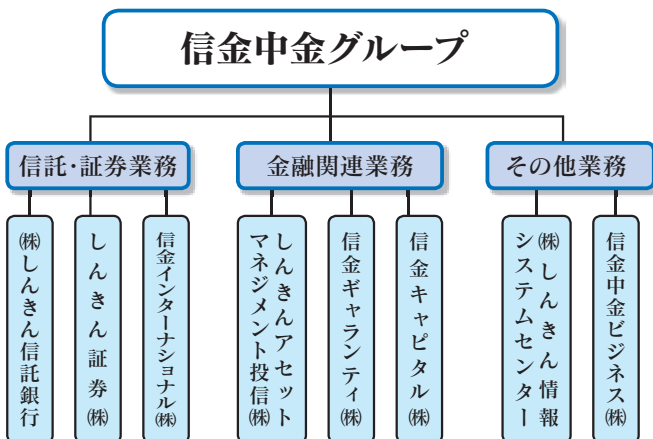
個別金融機関としての役割

- ① 総合的な金融サービスを提供する金融機関
預貸金業務、金融債発行業務、為替業務など
- ② わが国有数の機関投資家
総額約30兆円の運用資産を有し、金融証券市場を中心に運用
- ③ 地域社会に貢献する金融機関
地方公共団体、地元企業、PFI等への直接貸出など

信用金庫の中央金融機関としての役割

- ① 信用金庫の業務機能の補完
 - 信用金庫のネットワークを活用した顧客基盤の拡充支援
 - 信用金庫と共同での経営改善支援
 - 信用金庫顧客の海外進出支援
- ② 信用金庫業界の信用力の維持・向上
信用金庫経営力強化制度の適時・適切な運営

総合力で地域金融をバックアップ



格付

格付機関	長期格付
ムーディーズ (Moody's)	A1
スタンダード&プアーズ (S&P)	A+
格付投資情報センター (R&I)	A+
日本格付研究所 (JCR)	AA

平成25年5月末現在

第3章 資料編

1. 貸借対照表	50
2. 損益計算書	52
3. 剰余金処分計算書	53
貸借対照表の注記	54
損益計算書の注記	55
4. 詳細資料	56
1. 主要な業務の状況を示す指標	56
2. 預金に関する指標	57
3. 貸出金等に関する指標	58
4. 有価証券等に関する指標	60
5. その他	62
6. 自己資本の充実の状況	64

1. 貸借対照表

貸借対照表 (資産の部)

(単位：百万円)

科 目	平成23年度 (平成24年3月31日現在)	平成24年度 (平成25年3月31日現在)
(資産の部)		
現 金	3,603	3,847
預 け 金	50,237	44,907
買 入 金 銭 債 権	4,179	4,192
金 銭 の 信 託	600	500
有 価 証 券	80,440	88,789
国 債	27,618	21,730
地 方 債	13,452	17,341
短 期 社 債	—	—
社 債	28,534	38,187
株 式	1,369	1,400
そ の 他 の 証 券	9,466	10,128
貸 出 金	104,228	103,210
割 引 手 形	2,577	2,260
手 形 貸 付	12,129	10,001
証 書 貸 付	85,574	87,266
当 座 貸 越	3,946	3,682
そ の 他 資 産	1,292	1,278
未 決 済 為 替 貸	36	43
信 金 中 金 出 資 金	763	763
前 払 費 用	4	9
未 収 収 益	329	336
そ の 他 の 資 産	157	124
有 形 固 定 資 産	3,965	3,844
建 物	1,732	1,672
土 地	1,980	1,952
建 設 仮 勘 定	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	253	219
無 形 固 定 資 産	156	148
ソ フ ト ウ ェ ア	47	40
の れ ん	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	108	108
繰 延 税 金 資 産	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	—	—
債 務 保 証 見 返	678	578
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△ 3,534 (△ 2,943)	△ 3,168 (△ 2,677)
資 産 の 部 合 計	245,848	248,129

資産

お客様からお預かりした預金をどのように運用しているかの内訳で、貸出金や預け金、有価証券等で運用しています。また、土地、建物などの保有資産の状況も表わしています。

預け金

当金庫が他の金融機関に預けている資金で、主に信金中央金庫の普通預金、定期預金にて運用しています。

有価証券

国債や社債・株式などの有価証券に投資した資金です。

未決済為替貸

他の金融機関からの振込などをお客様に支払った場合の、当金庫が立替払いをした資金です。

債務保証見返

お客様の債務を保証した場合の、そのお客様に対する求償権等を表しています。

貸倒引当金

貸出金などに対して将来の貸倒損失を見込み、あらかじめ積み立てておくものです。個別貸倒引当金は、個別債権ごとの回収可能性等により引当計上し、一般貸倒引当金は貸倒実績率に基づき計上しています。

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

負債

ご融資している資金をどのように調達しているかを表しており、そのほとんどがお客様からお預かりしている預金です。

未決済為替借

お客様から振込依頼を受けた時、相手金融機関に支払うまでの間、一時的に留保しておくものです。

給付補填備金

定期積金の各口座の掛け込み状況に基づき、未払いの給付補填備金の所要額(未払利息相当額)を留保しているものです。

債務保証

お客様に対して直接融資する代わりに、当金庫が保証することにより他から融資を受けた場合に、当金庫が債権者に対して負っている保証債務です。主には、信金中央金庫、(株)日本政策金融公庫の代理貸付に伴って行われる保証であります。

会員勘定

会員の皆様から受け入れた出資金や経営の成果として得られた利益を合算したものであり、一般的には「自己資本」といいます。

科 目	平成23年度 (平成24年3月31日現在)	平成24年度 (平成25年3月31日現在)
(負債の部)		
預 金 積 金	229,534	226,944
当 座 預 金	3,879	3,453
普 通 預 金	63,848	67,146
貯 蓄 預 金	1,391	1,344
通 知 預 金	0	—
定 期 預 金	145,899	140,232
定 期 積 金	13,914	14,122
そ の 他 の 預 金	600	643
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	—	3,000
借 入 金	—	—
当 座 借 越 形	—	3,000
再 割 引 手 形	—	—
そ の 他 の 負 債	638	601
未 決 済 為 替 借 借	57	74
未 払 払 費 用 金	398	354
給 付 補 填 備 金	47	44
未 払 法 人 税 等	1	1
前 受 収 益	83	74
払 戻 未 済 分	2	3
払 戻 未 済 持 分	—	—
職 員 預 り 金	2	2
資 産 除 去 債 務	10	10
そ の 他 の 負 債	34	36
賞 与 引 当 金	82	81
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	907	793
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	79	88
偶 発 損 失 引 当 金	28	41
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	54	48
繰 延 税 金 負 債	1	327
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証	678	578
負 債 の 部 合 計	232,004	232,506
(純資産の部)		
出 資 金	703	704
普 通 出 資 金	703	704
利 益 剰 余 金	13,711	14,059
利 益 準 備 金	706	706
そ の 他 利 益 剰 余 金	13,005	13,352
特 別 積 立 金	12,750	12,950
(税 効 果 積 立 金)	—	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	255	402
処 分 未 済 持 分	—	—
自 己 優 先 出 資	—	—
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
会 員 勘 定 合 計	14,415	14,763
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 (マイナス表示は借方残高)	△ 571	858
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 (マイナス表示は借方残高)	△ 571	858
純 資 産 の 部 合 計	13,844	15,622
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	245,848	248,129

2. 損益計算書

損益計算書

(単位：千円)

資金運用収益

資金を貸出金や有価証券で運用して得た利息収益です。

役務取引等収益

お客様から受け入れた振込手数料や投資信託の販売に伴う手数料などの収益です。

資金調達費用

資金を調達するために支払った費用です。この費用の大部分は預金利息です。

役務取引等費用

為替の取次手数料や債務保証を受けた場合などに支払う保証料など、他から受け入れた役務の対価として支払う費用です。

貸倒引当金繰入額

回収不能が見込まれる貸出金を費用処理したものです。貸倒処理は間接償却といわれる「貸倒引当金繰入額」(損失見込額を貸倒引当金として計上する)及び直接償却といわれる「貸出金償却」(貸出金を直接減価する)の2種類があります。

法人税等調整額

税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額です。

科 目	平成23年度 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	平成24年度 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
経常収益	4,681,633	4,182,952
資金運用収益	3,473,571	3,209,127
貸出金利息	2,387,644	2,285,850
預け金利息	274,794	215,597
有価証券利息配当金	773,472	666,856
その他の受入利息	37,661	40,822
役務取引等収益	276,222	291,271
受入為替手数料	163,989	164,568
その他の役務収益	112,232	126,702
その他業務収益	643,156	222,506
国債等債券売却益	609,988	138,838
国債等債券償還益	—	48,090
その他の業務収益	33,167	35,577
その他経常収益	288,683	460,047
貸倒引当金戻入益	—	220,931
償却債権取立益	228,346	158,212
株式等売却益	34,841	56,519
金銭の信託運用益	7,340	6,172
その他の経常収益	18,155	18,210
経常費用	4,299,537	3,777,579
資金調達費用	324,390	267,880
預金利息	285,344	240,840
給付補填備金繰入	39,035	26,947
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	—	82
その他の支払利息	10	10
役務取引等費用	183,701	194,231
支払為替手数料	58,873	58,728
その他の役務費用	124,828	135,502
その他業務費用	95,019	6,331
国債等債券売却損	93,700	5,458
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	1,318	872
経常費用	2,937,054	2,827,837
人件費	1,689,686	1,669,953
物件費	1,193,752	1,102,501
税	53,615	55,382
その他経常費用	759,370	481,298
貸倒引当金繰入額	346,582	—
貸出金償却	225,125	351,512
株式等売却損	152,146	72,728
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	4,320	—
その他の経常費用	31,196	57,057
経常利益(又は経常損失)	382,096	405,373
特別利益	178	—
固定資産処分益	178	—
負ののれん発生	—	—
金融商品取引責	—	—
任準備金取崩	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	146,448	28,163
固定資産処分損	1,612	—
減損	144,835	28,163
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	235,826	377,209
法人税、住民税及び事業税	1,576	1,576
法人税等調整額	△349	△195
当期純利益(又は当期純損失)	234,598	375,828
繰越金(当期首残高)	20,451	27,059
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	255,050	402,888

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

3. 剰余金処分計算書

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	第91期 (平成24年3月31日現在)	第92期 (平成25年3月31日現在)
当 期 未 処 分 剰 余 金	255,050	402,888
積 立 金 取 崩 額	—	—
特 別 積 立 金		
う ち 目 的 積 立 金		
剰 余 金 処 分 額	227,990	328,131
普通出資に対する配当金(年 4%)	27,990	28,131
役 員 賞 与 金	—	—
特 別 積 立 金	200,000	300,000
う ち 目 的 積 立 金	—	—
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	27,059	74,756

平成24年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成25年6月27日

上田信用金庫
理事長

小林哲哉 

平成23年度及び24年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

貸借対照表の注記

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。
建物 38年～50年
動産 5年～7年
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当金庫は、法人税法上の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
これによる損益に与える影響は軽微であります。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。必要額の見積り方法は、過去3年間における累積の見倒実績率の3期間の平均値に基づき過去の損失率の実績を算出し、これに将来の損失発生見込にかかる必要な修正を加えて予想損失率を求め、個別債務者ごとに予想損失率を乗じて算定しています。ただし、破綻懸念先に係る債権のうち一定額以上の大口債務者に対する債権については、キャッシュフロー等に基づき今後3年間(ただし経営改善計画書が策定されている場合は5年間)の回収可能見込額を見積もり、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、かつ当該回収可能見込額を減算した残額を貸倒引当金として計上しています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権の内、債権額から担保の評価額及び保証(担保・保証付債権等)による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,591百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を(それぞれ発生の日次から)費用処理
また、当金庫は複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合ならびにこれらに関する補足説明は次の通りであります。

(1)制度全体の積立状況に関する事項(平成24年3月31日現在)	
①年金資産の額	1,386,363百万円
②年金財政計算上の給付債務の額	1,645,902百万円
差引額(①-②)	△ 259,538百万円
(2)制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成24年3月分)	
①当金庫掛金拠出額	8百万円
②制度全体の掛金拠出額	6,219百万円
当金庫の掛金拠出割合(①÷②)	0.1430%
(3)補足説明	

- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高240,975百万円(平成24年3月31日現在)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間16年10ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金74百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘することで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰勞引当金は、役員への退職慰勞金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰勞金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠負債払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。
 - 消費税および地方消費税の会計処理は、費用関係は税込、資産関係は税抜きの折衷方式を採用しております。
 - 有形固定資産の減価償却累計額 4,366百万円
 - 貸出金のうち、破綻先債権額は60百万円、延滞債権額は6,766百万円あります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
 - 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は60百万円あります。
なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は56百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,943百万円あります。
なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
また、その他の資産には、保証金4百万円および敷金3百万円が含まれております。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,260百万円あります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
為替決済、当座借越、代理店業務等の担保として預け金10,701百万円、有価証券300百万円を差入れております。
また、その他の資産には、保証金4百万円および敷金3百万円が含まれております。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債権の額は85百万円であります。
- 出資1口当たりの純資産額 11,094円 14銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務、および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
なお、当金庫はデリバティブ取引を行わない方針であります。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクを含む金融商品であります。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動リスクを含む金融商品であります。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当金庫は、貸出金及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や常務会ならびに理事会を開催し、審議・経営陣への報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部及び統合リスク管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には統合リスク管理室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告し協議すると共に、四半期ペースで理事会に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。
このうち、業務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定の他、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
非上場株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
 - 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であり、金利リスク量をVaRにより月次で計測し、計測されたリスク量がリスク限度枠内となるように管理しております。金利リスクに関するVaRの計測は、分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日)により算出しており、平成25年3月31日(当事業年度の決算日)現在の金利リスク量(損失額の推計値)は、全体で3,693百万円です。
また、「有価証券」のうち株式については、価格変動リスク量をVaRにより日次で計測し、月末時点のVaRにより価格変動リスク量がリスク限度枠内となるように管理しております。株式に関するVaRの計測は、分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間720営業日)により算出しており、平成25年3月31日(当事業年度の決算日)現在の価格変動リスク量(損失額の推計値)は、全体で397百万円です。
ただし、金利リスク、価格変動リスクに関するVaRは、過去の観測期間におけるリスクファクターの変動をベースとして、将来の保有期間における一定の発生確率のもとでのリスク量を計測しており、通常では考えられない市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - 資金調達に関する流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次の通りであります。
(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照。
また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	44,907	45,320	413
(2)有価証券	88,772	89,112	339
満期保有目的の債券	8,958	9,297	339
其他有価証券	79,814	79,814	—
(3)貸出金(※1)	103,210	—	—
貸倒引当金(※2)	△ 3,168	—	—
	100,041	102,532	2,490
金融資産計	233,722	236,965	3,243
預金積金	226,944	227,582	638
金融負債計	226,944	227,582	638

(※1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。
自金庫保証付私募債は、貸出金と同一の方法により時価を算定しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利率で割り引いた価額

金融負債

預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次の通りであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※)	16
組合出資金(※)	767
合 計	783

(※) 非上場株式、組合出資金については、市場価額が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	12,501	12,270	9,900	1,000
有価証券	9,008	37,179	30,638	8,118
満期保有目的の債券	700	1,524	2,794	3,939
其他有価証券の内満期があるもの	8,308	35,655	27,844	4,178
貸出金(※)	30,969	33,088	18,383	14,889
合 計	52,478	82,537	58,921	24,007

(※) 貸出金の内、破綻先、実質破綻先、及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めが無いものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(※)	97,022	54,141	1,915	139
合 計	97,022	54,141	1,915	139

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次の通りであります。

売買目的有価証券

該当ありません

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が 貸借対照表計上額 を超えるもの	国 債	2,576	2,837	261
	地方債	1,388	1,486	98
	社 債	1,124	1,173	49
	その他	1,699	1,718	18
	小 計	6,787	7,216	427
時価が 貸借対照表計上額 を超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	200	200	0
	その他	1,969	1,882	△ 86
	小 計	2,169	2,082	△ 86
合 計		8,958	9,299	340

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	905	743	161
	債 券	68,367	67,316	1,050
	国 債	18,854	18,502	352
	地方債	15,324	15,044	279
	社 債	34,188	33,770	418
	その他	3,711	3,460	250
	小 計	72,984	71,521	1,462
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	478	535	△ 56
	債 券	3,603	3,649	△ 46
	国 債	300	300	△ 0
	地方債	629	630	△ 0
	社 債	2,674	2,719	△ 45
	その他	2,748	2,922	△ 174
	小 計	6,830	7,107	△ 277
合 計		79,814	78,629	1,185

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	557	56	72
債 券	10,904	108	2
国 債	4,678	62	—
地方債	3,990	22	—
社 債	2,235	23	2
そ の 他	475	30	3
合 計	11,937	195	78

28. 減損処理を行った有価証券

該当ありません

29. 満期保有目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	100	100	—	—	—

30. その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	400	400	—	—	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,196百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,086百万円あります。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下の通りであります。

繰延税金資産

貸倒引当金 1,571百万円

退職給付引当金 257百万円

その他有価証券評価差額金 -百万円

その他 2,006百万円

繰延税金資産小計

3,835百万円

評価性引当額

△ 3,835百万円

繰延税金資産合計

-百万円

繰延税金負債合計

327百万円

繰延税金負債の純額

327百万円

損益計算書の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当り当期純利益金額 266円23銭

4. 詳細資料

1. 主要な業務の状況を示す指標

※資料編の各種係数は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 ※当金庫は、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■業務粗利益

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
資金運用収支	3,150,035	2,941,860
資金運用収益	3,473,571	3,209,127
資金調達費用	324,390	267,880
役務取引等収支	92,520	97,039
役務取引等収益	276,222	291,271
役務取引等費用	183,701	194,231
その他の業務収支	548,136	216,175
その他業務収益	643,156	222,506
その他業務費用	95,019	6,331
業務粗利益	3,790,692	3,255,075
業務粗利益率	1.55%	1.34%

(注) 1. 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(平成23年度 854千円、平成24年度 613千円)を控除して表示しております。
 2. 業務粗利益率=業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

■資金運用収支の内訳

区 分	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
資金運用勘定	243,002	242,765	3,473,571	3,209,127	1.42	1.32
うち貸出金	104,131	103,224	2,387,644	2,285,850	2.29	2.21
うち預け金	51,557	51,597	274,794	215,597	0.53	0.41
うち有価証券	82,757	83,150	773,472	666,856	0.93	0.80
うち買入金銭債権	3,759	4,005	18,542	21,722	0.49	0.54
資金調達勘定	232,397	232,171	324,390	267,880	0.13	0.11
うち預金積金	233,036	232,694	324,380	267,787	0.13	0.11
うち借入金	16	32	0	82	0.00	0.24

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成23年度 102百万円、平成24年度 134百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成23年度 657百万円、平成24年度 557百万円)及び利息(平成23年度 854千円、平成24年度 613千円)を、それぞれ控除して表示しております。

■利鞘

(単位：%)

区 分	平成23年度	平成24年度
資金運用利回り	1.42	1.32
資金調達原価率	1.38	1.29
総資金利鞘	0.04	0.02

■総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成23年度	平成24年度
総資産経常利益率(又は損失率)	0.15	0.16
総資産当期純利益率(又は損失率)	0.09	0.15

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

■受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	平成23年度			平成24年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	82,937	△ 240,167	△ 157,228	△ 3,140	△ 261,303	△ 264,443
うち貸出金	△ 59,474	△ 64,990	△ 124,464	△ 20,226	△ 81,566	△ 101,793
うち預け金	△ 24,321	20,592	△ 3,728	168	△ 59,365	△ 59,196
うち有価証券	148,399	△ 175,004	△ 26,605	3,134	△ 109,750	△ 106,615
支払利息	11,758	△ 111,676	△ 99,918	△260	△ 56,249	△ 56,510
うち預金積金	11,523	△ 111,384	△ 99,861	△394	△ 56,198	△ 56,592
うち借入金	49	△ 106	△ 57	27	54	82

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

2. 預金に関する指標

■預金平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
流動性預金	70,892	73,235
うち有利息預金	60,506	62,689
定期性預金	161,635	158,915
うち固定金利定期預金	146,928	144,719
うち変動金利定期預金	35	37
その他	509	543
合 計	233,036	232,694

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■定期預金残高

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
固定金利定期預金	145,863	140,196
変動金利定期預金	36	36
合 計	145,899	140,232

3.貸出金等に関する指標

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
割 引 手 形	2,354	2,285
手 形 貸 付	12,997	11,131
証 書 貸 付	84,903	86,140
当 座 貸 越	3,877	3,667
合 計	104,131	103,224

■固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
貸出金	104,228	103,210
うち変動金利	38,109	38,348
うち固定金利	66,119	64,861

■担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返り額

(単位：百万円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	貸出金残高	債務保証見返り額	貸出金残高	債務保証見返り額
当 金 庫 預 金 積 金	6,915	61	6,071	56
有 価 証 券	3	—	3	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	17,451	162	16,639	148
そ の 他	9	—	9	—
信用保証協会・信用保険	18,781	—	17,980	—
保 証	10,598	100	12,440	72
信 用	50,466	448	50,064	386
合 計	104,228	773	103,210	663

■貸出金使途別残高

(単位：百万円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	貸出金残高	構成比 (%)	貸出金残高	構成比 (%)
設 備 資 金	37,725	36.20	37,960	36.78
運 転 資 金	66,502	63.80	65,249	63.22
合 計	104,228	100.00	103,210	100.00

■預貸率

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
貸出金(期末残高)(A)	104,228	103,210
預金(期末残高)(B)	229,534	226,944
預 貸 率	(A ÷ B)	45.41%
	期 中 平 均	44.68%

(注) 1. 預金には定期積金を含んでおります。

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円)

区 分	平成23年度			平成24年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比 (%)	貸出先数	貸出金残高	構成比 (%)
製 造 業	532	18,450	17.70	497	16,817	16.29
農 業 ・ 林 業	10	34	0.03	10	44	0.04
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	435	9,395	9.01	396	8,133	7.88
電気・ガス・熱供給・水道業	9	122	0.12	9	103	0.10
情 報 通 信 業	15	187	0.18	14	149	0.14
運 輸 業 ・ 郵 便 業	39	2,213	2.12	36	1,949	1.89
卸 売 業 ・ 小 売 業	402	8,679	8.33	372	8,122	7.87
金 融 業 ・ 保 険 業	11	5,042	4.84	11	6,672	6.47
不 動 産 業	156	8,131	7.80	158	7,011	6.79
物 品 賃 貸 業	9	767	0.74	9	738	0.72
学術研究・専門・技術サービス業	20	424	0.41	16	374	0.36
宿 泊 業	37	704	0.68	33	654	0.64
飲 食 業	175	2,089	2.00	178	2,011	1.95
生活関連サービス業、娯楽業	65	2,276	2.18	66	2,063	2.00
教 育 、 学 習 支 援 業	10	1,353	1.30	10	1,220	1.18
医 療 ・ 福 祉	59	5,875	5.64	56	6,095	5.91
そ の 他 の サ ー ビ ス	198	7,041	6.76	191	7,039	6.82
地 方 公 共 団 体	11	7,744	7.43	13	9,181	8.90
個人(住宅・消費・納税資金等)	9,885	23,693	22.73	9,816	24,824	24.05
合 計	12,078	104,228	100.00	11,891	103,210	100.00

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
消 費 者 ロ ー ン	6,554	6,671
住 宅 ロ ー ン	17,138	18,153
合 計	23,693	24,824

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成23年度	659	591	—	659	591
	平成24年度	591	491	—	591	491
個別貸倒引当金	平成23年度	3,217	2,943	688	2,528	2,943
	平成24年度	2,943	2,677	145	2,797	2,677
合 計	平成23年度	3,876	3,534	688	3,188	3,534
	平成24年度	3,534	3,168	145	3,389	3,168

■貸出金償却・売却損の額

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
貸 出 金 償 却	225,125	351,512
貸 出 金 売 却 損	33	6,459

4. 有価証券等に関する指標

■商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	平成23年度	8,550	6,023	2,903	2,407	4,723	3,010	—	27,618
	平成24年度	4,093	2,101	1,913	3,527	5,924	4,170	—	21,730
地 方 債	平成23年度	707	2,198	5,739	1,032	3,775	—	—	13,452
	平成24年度	1,007	3,159	3,587	1,881	7,706	—	—	17,341
社 債	平成23年度	2,974	7,697	11,480	3,602	2,780	—	—	28,534
	平成24年度	3,006	11,137	12,851	3,585	6,997	608	—	38,187
株 式	平成23年度	—	—	—	—	—	—	1,369	1,369
	平成24年度	—	—	—	—	—	—	1,400	1,400
外 国 証 券	平成23年度	700	1,298	1,308	101	1,446	2,660	—	7,515
	平成24年度	901	1,610	818	—	1,016	3,339	—	7,684
その他の証券	平成23年度	135	287	—	176	102	—	1,248	1,950
	平成24年度	—	395	354	106	105	—	1,482	2,444
合 計	平成23年度	13,067	17,505	21,432	7,319	12,827	5,671	2,618	80,440
	平成24年度	9,008	18,403	19,525	9,100	21,749	8,118	2,883	88,789

■有価証券の種類別の平均残高

有価証券平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
国 債	23,281	23,118
地 方 債	15,221	15,337
社 債	32,438	33,308
株 式	1,761	1,421
外 国 証 券	7,895	7,769
そ の 他 の 証 券	2,158	2,195
合 計	82,757	83,150

■預証率（有価証券の預金に対する比率）

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度	
有 価 証 券 (期 末 残 高) (A)	80,440	88,789	
預 金 (期 末 残 高) (B)	229,534	226,944	
預 証 率	(A ÷ B)	35.04%	39.12%
	期 中 平 均	35.51%	35.73%

(注) 1. 預金には定期積金を含んでおります。

■売買目的有価証券

該当ありません。

■満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	平成23年度			平成24年度			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が 貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	2,583	2,688	105	2,576	2,837	261
	地 方 債	1,388	1,458	70	1,388	1,486	98
	社 債	1,299	1,336	37	1,124	1,173	49
	そ の 他	900	914	14	1,699	1,718	18
	小 計	6,171	6,398	226	6,789	7,216	427
時価が 貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	75	74	△0	200	200	0
	そ の 他	2,001	1,802	△ 198	1,969	1,882	△ 86
	小 計	2,076	1,877	△ 198	2,169	2,082	△ 86
合 計	8,247	8,275	28	8,958	9,299	340	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	平成23年度			平成24年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株 式	254	219	35	905	743	161
	債 券	51,788	51,474	314	68,367	67,316	1,050
	国 債	18,636	18,531	104	18,854	18,502	352
	地 方 債	10,752	10,706	46	15,324	15,044	279
	社 債	22,399	22,236	163	34,188	33,770	418
	そ の 他	2,178	2,128	49	3,711	3,460	250
	小 計	54,221	53,822	399	72,984	71,521	1,462
貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株 式	1,096	1,309	△ 212	478	535	△ 56
	債 券	12,470	12,550	△ 80	3,603	3,649	△ 46
	国 債	6,398	6,399	△ 0	300	300	△ 0
	地 方 債	1,311	1,314	△ 3	629	630	△ 0
	社 債	4,760	4,836	△ 75	2,674	2,719	△ 45
	そ の 他	4,387	5,064	△ 677	2,748	2,922	△ 174
	小 計	17,954	18,924	△ 970	6,830	7,107	△ 277
合 計	72,175	72,746	△ 571	79,814	78,629	1,185	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

■時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	17	16
組 合 出 資 金	792	767
合 計	809	783

(注) 1. 非上場株式、組合出資金については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

■金銭の信託 満期保有目的の金銭の信託

平成23年度					平成24年度				
貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照上の計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照上の計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照上の計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照上の計上額を超えないもの
100	100	—	—	—	100	100	—	—	—

その他の金銭の信託

平成23年度					平成24年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
500	500	—	—	—	400	400	—	—	—

■デリバティブ取引等の時価等

金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引は、いずれも行っておりません。

5. その他

■採用している退職給付制度の概要

①退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	平成23年度	平成24年度
退職給付債務(A)	1,823,310	1,865,037
年金資産(B)	868,179	1,006,718
前払年金費用(C)	—	—
未認識過去勤務債務(D)	△ 145,029	△ 96,686
未認識数理計算上の差異(E)	192,713	161,943
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	907,446	793,060

②退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	平成23年度	平成24年度
勤務費用(A)	72,771	72,528
利息費用(B)	24,629	20,698
期待運用収益(C)	△ 14,682	△ 17,363
過去勤務債務の費用処理額(D)	△ 48,343	△ 48,343
数理計算上の差異の費用処理額(E)	70,578	119,108
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	—	—
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	104,953	146,628

③退職給付債務の計算の基礎に関する事項

(単位：千円)

区 分	摘 要	
	平成23年度	平成24年度
(1)割引率	1.15%	1.15%
(2)期待運用収益率	2.00%	2.00%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
(4)過去勤務債務の額の処理年数	5年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
(5)数理計算上の差異の処理年数	5年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
(6)会計基準変更時差異の処理年数	— 年	

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

■役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成24年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	88

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は2名です。(期中に退任した者を含む。)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」66百万円、「賞与」9百万円、「退職慰労金」13百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成24年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注) 1. 対象職員には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成24年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成24年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

6. 自己資本の充実の状況

●自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目（Tier 1）と補完的項目（Tier 2）で構成されています。平成 24 年度末の自己資本額のうち、当金庫が積立
 ているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

●自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円）

項 目 (自 己 資 本)	平成 23 年度	平成 24 年度
出 資 金	703	704
利益準備金	706	706
特別積立金	12,950	13,250
繰越金(当期末残高)	27	74
その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
基本的項目 (A)	14,387	14,735
一般貸倒引当金	591	491
補完的項目不算入額 (△)	49	—
補完的項目 (B)	542	491
自己資本総額 [(A)+(B)](C)	14,929	15,226
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,194	2,344
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び 信用補完機能を持つ I / O ストリップス(告示第 247 条を準用する場合を含む。)	1	—
控除項目不算入額 (△)	2,194	2,344
控除項目計 (D)	1	—
自己資本額 [(C)-(D)](E)	14,927	15,226
資産(オン・バランス)項目	79,461	80,782
オフ・バランス取引等項目	609	708
オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額	6,680	6,394
リスク・アセット等計 (F)	86,751	87,886
単体 Tier 1 比率 (A/F)	16.58%	16.76%
単体自己資本比率 (E/F)	17.20%	17.32%

(注) 「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

平成 23 年度については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成 20 年金融庁告示第 79 号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。

なお、「その他有価証券の評価差損」の額(571 百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率は 16.54% となります。

また、平成 24 年度については、その他有価証券の評価損益が含み益となっているため、特例を考慮しない場合も上記と同じく 17.32% となります。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率はもちろんのこと Tier 1 比率
 の状況についても、国内基準である 4% を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の
 積上げを第一義的な施策として考えております。

●自己資本充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成23年度		平成24年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	80,071	3,202	81,491	3,259
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	79,826	3,193	81,317	3,252
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	8	0	9	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府以外の公共部門向け	228	9	352	14
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	90	3	169	6
我が国の政府関係機関向け	778	31	933	37
地方三公社向け	240	9	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,638	545	14,221	568
法人等向け	31,442	1,257	31,649	1,265
中小企業等向け及び個人向け	16,276	651	17,071	682
抵当権付住宅ローン	2,206	88	2,324	92
不動産取得等事業向け	5,948	237	5,720	228
三月以上延滞等	559	22	428	17
取立未済手形	7	0	8	0
信用保証協会等による保証付	497	19	506	20
株式会社地域経済活性化支援機構による保証付	—	—	—	—
出資等	2,563	102	2,578	103
上記以外	5,340	213	5,281	211
② 証券化エクスポージャー	50	2	50	2
証券化 (オリジネーター)	0	0	—	—
証券化 (オリジネーター以外)	50	2	50	2
③ 複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	194	7	124	4
ロ. オペレーショナル・リスク	6,680	267	6,394	255
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	86,751	3,470	87,886	3,515

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等の事です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーの事です。

4. オペレーショナルリスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●信用リスクに関する項目

(1) リスクの管理方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべきリスクであると認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。また、VaRの計測により信用リスクの計量化を行っております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣（理事会）に報告する体制を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

一般貸倒引当金に当る正常先、要注意先、要管理先については、債務ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じ算出しております。また個別貸倒引当金に関して、破綻先、実質破綻先は債権額から優良担保・優良保証、担保不動産の処分可能見込み額及び保証人による回収が可能と認められる部分を除いた未保全額（Ⅲ・Ⅳ分類額）を引当・償却対象額として算出しています。

破綻懸念先は、優良保証・優良担保、担保不動産の処分可能見込み額及び保証人による回収が可能と認められる部分を除いた未保全額（Ⅲ分類額）に対し貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。但し、一定額以上の大口先は、Ⅲ分類額からキャッシュフローに基づき算出した回収見込額を除いた全額を個別貸倒引当金として計上しています。

尚、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額をリスク・アセットといい、自己資本比率を算出する際、分母に相当する額となります。リスク・ウェイトとは、このリスク・アセットを求める時、使用する掛け目のことをいいます。

当金庫の保有する資産の一部（有価証券など）について、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。尚、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けはおこなっておりません。

使用適格格付機関	
●株式会社格付投資情報センター (R&I)	●株式会社日本格付研究所 (JCR)
●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)	●スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

①信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（証券化エクスポージャーを除く）

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ 取 引			
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
国 内	241,490	242,387	105,228	104,249	71,321	78,587	—	—	902	637
国 外	7,527	7,659	—	—	7,527	7,659	—	—	—	—
地 域 別 合 計	249,018	250,047	105,228	104,249	78,849	86,247	—	—	902	637
製 造 業	23,530	22,683	19,044	17,341	1,984	3,132	—	—	141	42
農 業、林 業	63	67	63	67	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—
建 設 業	9,920	9,050	9,894	8,693	—	300	—	—	245	149
電気・ガス・熱供給・水道業	903	1,297	133	113	741	1,183	—	—	—	—
情 報 通 信 業	457	401	187	149	101	100	—	—	25	14
運 輸 業、郵 便 業	9,213	12,842	2,258	1,990	6,883	10,770	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	11,107	10,842	9,087	8,486	1,802	2,003	—	—	93	41
金 融 業、保 険 業	77,570	77,631	5,179	6,808	20,950	24,119	—	—	—	—
不 動 産 業	11,376	10,507	8,535	7,337	2,838	3,167	—	—	130	117
物 品 賃 貸 業	2,886	2,356	784	754	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	492	455	492	455	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	722	669	722	669	—	—	—	—	2	1
飲 食 業	2,641	2,485	2,628	2,473	—	—	—	—	9	7
生活関連サービス業、娯楽業	2,618	2,591	2,493	2,490	99	98	—	—	—	—
教育、学習支援業	2,085	1,857	1,368	1,240	700	600	—	—	—	—
医 療、福 祉	6,404	6,700	6,303	6,499	100	200	—	—	—	—
その他のサービス	7,477	7,455	7,452	7,455	—	—	—	—	102	67
国・地方公共団体等	49,239	48,106	7,760	9,199	40,971	38,501	—	—	—	—
個 人	20,791	21,992	20,791	21,992	—	—	—	—	152	197
そ の 他	9,514	10,050	42	27	1,675	2,067	—	—	—	—
業 種 別 合 計	249,018	250,047	105,228	104,249	78,849	86,247	—	—	902	637
1 年 以 下	59,846	58,805	33,233	31,170	13,225	9,179	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	47,307	44,710	21,503	20,388	17,504	18,322	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	42,338	37,471	14,812	13,100	21,326	19,371	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	23,206	23,384	9,706	9,021	7,310	8,963	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	25,561	34,396	9,041	9,675	12,889	21,221	—	—	—	—
10 年 超	17,080	25,104	10,552	14,944	6,028	8,160	—	—	—	—
期 間 の 定 め の な い も の	33,676	26,174	6,377	5,949	566	1,030	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	249,018	250,047	105,228	104,249	78,849	86,247	—	—	902	637

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、ファンド型投資信託、未決済為替貸、未収収益、仮払金、有形・無形固定資産などです。

4. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本誌59ページ「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」と同一内容のため、省略

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

③業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等（証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

業種区分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中増減額		期末残高		平成23年度	平成24年度
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度		
製造業	133	256	123	4	256	261	46	71
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,126	624	△ 502	△ 375	624	249	578	284
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	90	7	△ 82	△ 3	7	4	109	10
運輸業、郵便業	76	60	△ 15	△ 12	60	48	—	—
卸売業、小売業	65	40	△ 24	61	40	101	25	24
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	745	783	37	△ 35	783	748	39	0
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	144	93	△ 51	2	93	96	0	0
飲食業	95	83	△ 11	17	83	101	0	3
生活関連サービス業、娯楽業	124	93	△ 30	52	93	146	—	—
教育、学習支援業	—	226	226	9	226	236	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	436	507	70	42	507	550	15	21
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	177	163	△ 13	△ 31	163	132	77	45
合計	3,217	2,943	△ 273	△ 266	2,943	2,677	891	461

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等（証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成23年度		平成24年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	1,335	85,684	1,435	79,877
10%	—	14,010	—	16,396
20%	47,655	15,889	57,998	8,637
35%	—	6,304	—	6,642
50%	13,475	603	14,907	341
75%	—	19,168	—	20,027
100%	358	44,254	1,104	42,501
150%	—	278	—	175
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	62,824	186,193	75,446	174,600

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「規程」等により適切な事務取扱並びに適正な管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証及び政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体保証があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「規程」等により適切な取扱に努めております。

尚、信用リスクの削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		7,217	6,524	13,625	15,547	—	—
① ソブリン向け		—	—	4,950	6,912	—	—
② 金融機関向け		—	—	501	501	—	—
③ 法人等向け		2,190	1,642	3,392	3,290	—	—
④ 中小企業等・個人向け		4,856	4,512	4,766	4,820	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン		18	13	—	—	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け		151	355	11	10	—	—
⑦ 三月以上延滞等		0	0	4	11	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、直接的に派生商品取引は行っておりませんが、当金庫の保有している一部のファンド型投資信託商品において、投資信託会社による運用で間接的に派生商品取引に該当するものがございます。ただし、間接的なものであり、且つ金額的にも少額な為、当金庫としては、特段の管理は行っておりません。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	1	0
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
① 派生商品取引合計	5	2	5	2
(i) 外国為替関連取引	5	2	5	2
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	5	2	5	2

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

●証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

投資家にあたるものとしては、有価証券投資の一環として購入したものがこれにあたり、当該証券投資に係るリスク管理体制として、商品構造、裏付け資産の状況、適合格付機関の付与する格付情報、パフォーマンス情報等を継続的に把握・管理する体制を整備しております。また、「余資運用基準」に証券化商品に関する管理体制を定め、適切な管理に努めております。

また、オリジネーターにあたるものとして、(株)日本政策金融公庫の「証券化支援業務」を活用した「CLO(ローン担保証券)」を有しておりましたが、地元中小企業の資金調達の多様化に応じるための一手段として取り上げたもので、証券化本来の目的である保有資産の流動化とは性質の異なるものであり、取り上げ基準やリスク管理については、貸出金と同様の方法による管理としております。なお、平成24年度末の保有はございません。

いずれの証券化取引も、運用の計画・執行・報告は、案件毎に経営陣の承認を受ける態勢となっており、厳格な運用・管理がおこなわれております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の通りでございます。なお、投資の種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

使用適合格付機関	
●株式会社格付投資情報センター (R&I)	●株式会社日本格付研究所 (JCR)
●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)	●スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

■オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

- ① 原資産の合計額等
該当ございません。
- ② 三月以上延滞エクスポージャーの額等(原資産を構成するエクスポージャーに限る)
該当ございません。
- ③ 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳
該当ございません。
- ④ 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略
該当ございません。
- ⑤ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ございません。

⑥ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	平成23年度		平成24年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	2	—	—	—
中小企業向けローン	2	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー
該当ございません。

⑦ 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト 区分（%）	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成23年度		平成24年度		平成23年度		平成24年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
20%	0	—	—	—	0	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	1	—	—	—				
中小企業向けローン	1	—	—	—				

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

2. 中小企業向けローンは、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー
該当ございません。

⑧ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳
該当ございません。

⑨ 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額
該当ございません。

⑩ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無
適用ございません。

⑪ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ございません。

②投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	平成23年度		平成24年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	100	—	100	—
金融機関向け債権	100	—	100	—

b. 再証券化エクスポージャー
該当ございません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成23年度		平成24年度		平成23年度		平成24年度	
	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引	オンバランス 取引	オフバランス 取引
20%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	100	—	100	—	2	—	2	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー
該当ございません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無
適用ございません。

④ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ございません。

●オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的事象から生じる損失に係るリスクのことで、リスク要因は広範囲に存在しています。

当金庫では業務運営上、お客様に安心してお取引いただくために、事務リスク(事務処理のミスや事故、不正等により損失を被るリスク)とシステムリスク(コンピューターシステムやネットワークシステムにおける誤処理や災害、不正使用等により損失を被るリスク)については、特に重要度の高いリスクとして認識し、関連する各種のリスクについて「リスク管理規程」にて、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、可能な限り回避し顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会をはじめ、各種委員会等にて協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等の経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

同手法に基づく平成25年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は、511百万円となります。

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

●出資等エクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、公募不動産投資信託（J-REIT）、上場優先出資証券、信金中金等への出資金が該当します。

上場株式、株式関連投資信託、上場優先出資証券など株式関連商品への投資は、株価変動によるリスクが大きいため、投機的ではなく、中・長期的観点から含み益確保を主目的とした健全性重視の投資をおこなうことを主眼とし、当金庫が定める「余資運用基準」に基づいた適正な運用・管理をおこなっております。

リスクについては、上場株式及び日次で時価の把握できる投資信託等を対象に、日次ベースで時価評価額の変動額、VaR（バリューアットリスク）等のリスク量を計測管理して経営陣へ週次報告を行うと共に、保有限度額や損失限度額、リスク限度枠の遵守状況等について、月次でALM委員会、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

一方、非上場株式、信金中金等への出資に関しても、当金庫が定める「自己査定基準」に基づいた適正な管理をおこなっております。

尚、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理をおこなっております。

①貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,776	1,776	2,148	2,148
非 上 場 株 式 等	809	—	783	—
合 計	2,585	—	2,932	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。なお、投資信託の裏付け資産のうち「出資等エクスポージャー」に該当するものは一括して上場株式等を含めております。

②出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度
売 却 益	34	64
売 却 損	152	76
償 却	—	—

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度
評 価 損 益	△ 233	228

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度
評 価 損 益	—	—

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける金融資産・負債の価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当金庫では、双方ともに定期的に計測・評価を行い、経営の健全性確保や収益性確保に努めております。

リスク量としては、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベースポイントバリュー）、アウトライヤー基準によるリスク量等、複数のリスク指標を計測・評価して金利リスクの状況を把握・管理する態勢としております。なお、計測したリスク指標のうちVaRを使用して金利リスクのリスク限度枠管理を行っております。

また、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM／収益管理システムにより定期的に計測をおこない、ALM委員会で協議検討をするとともに経営陣へ報告をおこなうなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

※VaR…現状の金融資産・負債を将来のある一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率（信頼水準）の範囲内で予想される最大損失額

※BPV…金利が全期間一律1bp（0.01%）上昇した場合の、金融資産・負債の現在価値の変化額

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要

〈リスク指標〉	〈計測手法〉
●VaR	分散・共分散法、観測期間 5年、保有期間 120日、信頼水準 99%
●BPV	再評価法、金利ショック幅 100bp（1%）
●アウトライヤー基準	GPS方式、金利ショック幅 99パーセンタイル値、観測期間 5年、保有期間 1年

※リスク計測の頻度：月次単位（前月末基準）

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

金利リスク指標	運用勘定の金利リスク量		調達勘定の金利リスク量		銀行勘定全体の金利リスク量	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
金利VaR	3,861	4,522	1,015	828	2,845	3,693
100BPV	6,399	7,744	2,715	2,662	3,684	5,082
アウトライヤー基準によるリスク量	1,997	1,759	1,012	448	984	1,311

(注) 1. 要求払預金についての金利リスク量算出は、コア預金を対象としております。

コア預金とは、明確な金利改定間隔がなく預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金を言います。

当金庫におけるコア預金の定義は、普通預金・貯蓄預金残高の合計額の50%相当額で、且つその全額が2年後に満期が来るものとしております。

2. 銀行勘定全体としての金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

※各諸表の記載金額は単位未満切捨て表示してあります。

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目一覧

<単体ベースの開示項目>

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	45
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	45
(3) 事業所の名称及び所在地	46
2. 金庫の主要な事業の内容	34 ~ 40
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業概況	04
(2) 直近の5事業年度における 主要な事業の状況を示す指標	04
1 経常収益	04
2 経常利益または経常損失	04
3 当期純利益または当期純損失	04
4 出資総額及び出資総口数	04
5 純資産額	04
6 総資産額	04
7 預金積金残高	04
8 貸出金残高	04
9 有価証券残高	04
10 単体自己資本比率	04
11 出資に対する配当金	04
12 職員数	04
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
1 主要な業務の内容を示す指標	
1 業務粗利益及び業務粗利益率	56
2 資金運用収支、役員取引等収支、 及びその他業務収支	56
3 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、 利回り及び利鞘	56
4 受取利息及び支払利息の増減	57
5 総資産経常利益率	56
6 総資産当期純利益率	56
2 預金に対する指標	
1 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の 預金の平均残高	57
2 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の 区分ごとの定期預金の残高	57
3 貸出金等に係る指標	
1 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の 平均残高	58
2 固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高	58
3 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	58
4 用途別の貸出金残高	58
5 業種別の貸出金残高及び貸出金の 総額に占める割合	59
6 預貸率の期末値及び期中平均値	58
4 有価証券に関する指標	
1 商品有価証券の種類別の平均残高	60
2 有価証券の種類別の平均残高	60
3 預証率の期末値及び期中平均値	60
4 有価証券の種類別残存期間別残高	60
4. 金庫の事業運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	25・26
(2) 法令遵守の体制	27
5. 金庫の直近2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	50 ~ 53

(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
1 破綻先債権に該当する貸出金	17
2 延滞債権に関する該当する貸出金	17
3 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	17
4 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	17
(3) 自己資本の充実の状況について	
金融庁長官が定める事項	64 ~ 74
(4) 次に掲げるものに関する取得価格または契約価額、 時価及び評価損益	
1 有価証券	60
2 金銭の信託	62
3 規則第102条第1項第5号に掲げる取引 (デリバティブ取引等)	62
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	59
(6) 貸出金償却の額	59
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書または 損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている 場合にはその旨	53
6. 報酬等に関する事項であつて、金庫の業務の運営または財産 の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定 めるもの	63
7. 自己資本の充実の状況等について	64 ~ 74
<金融再生法に基づく開示項目(第7条による規定)>	
資産査定公表(金融再生法に基づく開示債権額)	18
<中小企業金融円滑化法に基づく開示項目>	
金融円滑化への取組み	21・22
<連結ベースの開示項目>	
当金庫は、連結対象の会社がございますので、連結情報は記載し ておりません。	
<その他の開示項目>	
概況、経営に関する事項	
経営理念	表紙裏
ごあいさつ	01
会員数	06
総代会制度	14 ~ 16
その他業務に関する事項	
商品一覧	34 ~ 40
手数料一覧	41 ~ 44
その他の事項	
しんきんと地域社会	06・07
トピックス	08 ~ 10
しんきんローンセンター	11
環境に対する取組み	12
当金庫のあゆみ	13
地域密着型金融の取組み	19・20
内部管理基本方針	23
取引時確認の取組について	24
個人情報の保護	28
反社会的勢力に対する基本方針	29
利益相反管理体制の概要	30
当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	31・32
店舗網のご案内	46・47
信金中央金庫	48
退職給付会計に関する開示	62

REPORT 2013

上田信用金庫

〒386-0014 長野県上田市材木町1-17-12
TEL : 0268-22-6260
<http://www.ueda-shinkin.jp/>
E-mail : shinkin@ueda.ne.jp

